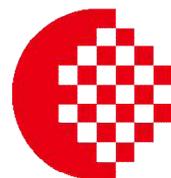


# 文化財保護制度の見直しについて



文化庁

Agency for Cultural Affairs,  
Government of Japan

平成31年 1月

# 目次

はじめに 文化財保護制度見直しの経緯

## **文化審議会答申及び文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について**

- (1) 地域における文化財の総合的な保存・活用
- (2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し
- (3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し
- (4) 罰則の見直し

補足：地方財政措置の拡充について

参考：文化庁の移転・組織再編等について

# 文化財保護制度見直しの経緯



# 文化財保護制度見直しの経緯

## 【諮問】

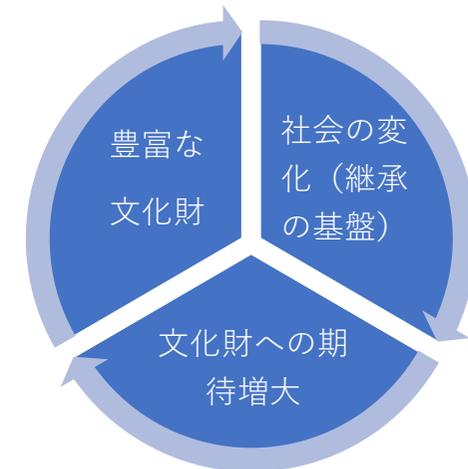
平成29年5月19日 文部科学大臣から文化審議会に諮問

## 「これからの文化財の保存と活用の在り方について」

- 現在まで守り伝えられてきた多様な文化財は、日本文化全体の豊かさの基盤。後の世代への確実な継承が必要。
- 一方で、社会状況の大きな変化により、文化財の継承の基盤であるコミュニティが脆弱化、地域の文化多様性の維持・発展が脅かされつつある
- しかしながら同時に、文化財が地域振興、観光振興などを通じて地方創生や地域経済活性化にも貢献すると文化財に求められる役割への期待は増大

⇒文化財をいかにして確実に次世代に継承するか、未来に先んじて必要な施策を講じること、これからの文化財行政の在り方についての包括的に検討することが必要

後の世代への継承のために  
今、できることを考える



# 背景

## 過疎化・少子高齢化等による文化財の担い手不足

- 例) ・重文民家の個人所有者の平均年齢は73歳前後
- ・地方公共団体によれば、人材不足が文化財の保存・活用にあたり一番の課題
- ・選定保存技術保持者の後継者が未定、実演家の減少

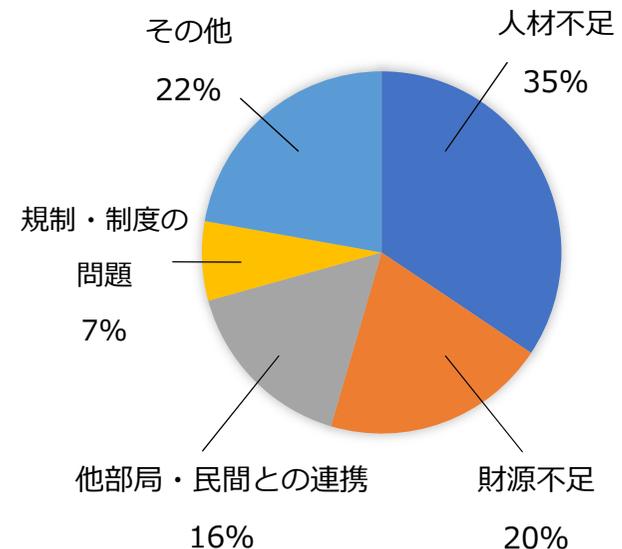
## 地域主体の文化財の掘り起こしやまちづくりへの活用気運の高まり

- 例) ・住民と自治体が協働して市民遺産を認定
- ・企業やNPO等による歴史的建造物の活用を通じた地域活性化の取組
- ・日本遺産認定ストーリーを活かした観光まちづくり

### 今後、文化財の保存・活用とそれによる地域振興をさらに推進していく場合、こういった課題があると思われますか。

歴史文化基本構想策定地域等の195自治体へのアンケート調査結果より

文化庁実施、文化財の地域一体での活用と地域振興に関する調査の概要



## 【参考データ】 過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査（概要）

（国土交通省、平成28年9月）

### 国土交通省が実施した過疎地域等（※）1,028市町村へのアンケート調査結果

（※）調査対象地域

・過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域市町村、山村振興法に基づく振興山村を有する市町村、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を有する市町村、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域を有する市町村、豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯を有する市町村

#### 多くの集落で発生している問題や現象〔複数回答〕

（市町村担当者へのアンケート結果）

- ・住宅の荒廃（老朽家屋の増加）62.3%
- ・伝統的祭事の衰退43.2%
- ・地域の伝統的生活文化の衰退32.8%
- ・伝統芸能の衰退35.4%
- ・集落としての一体感や連帯意識の低下32.7%

集落人口に占める高齢者割合（65歳以上人口が占める割合）が50%以上の集落

15,568集落

今後10年以内に無居住化の可能性のある集落

570集落

いずれ無居住化する可能性があると思われる集落

3,044集落

## 審議等の経過

### 【文化審議会での検討】

平成29年6月1日 文化審議会文化財分科会企画調査会において審議開始  
(11月までに全14回の審議を実施)

平成29年8月31日 「中間まとめ」公表

平成29年12月8日 「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」(第一次答申)

これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要

### 【文化財保護法の改正】

平成30年3月6日 「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」閣議決定。国会へ提出。

6月1日 成立

※公布通知を発出しております

6月8日 公布

「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布について(通知)」(平成30年6月8日)

夏～冬頃 関係政省令・指針の検討

平成31年4月1日 改正法の施行期日

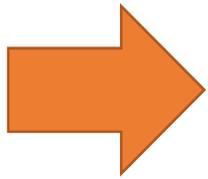
# 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び 運営に関する法律の一部を改正する法律に ついて



# 文化財保護制度見直しについて（総論）

文化財の次世代への確実な継承に向け、以下のような趣旨で文化財保護法等の一部改正を行う。

- ①地方公共団体や民間団体等の文化財の保存・活用に向けた役割分担の見える化を行い、文化財の保存や活用を総合的・計画的に推進するための枠組みを制度上位置づけ
- ②文化財の保存・活用に係る諸手続きの弾力化を通じ、地域で守るべき文化財の掘り起こしを促進
- ③所有者に代わり文化財の保存・活用に当たることのできる人材の活用拡大
- ④所有者が安定的に文化財を保存・活用できるよう、美術館等への寄託・公開を条件に美術工芸品の相続税の納税猶予
- ⑤まちづくりなどとも連携して効果的な文化財行政を推進するため、自治体における文化財の事務の所管を首長部局へ移管可能に



- (1) 地域における文化財の総合的な保存・活用
- (2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し
- (3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し
- (4) 罰則の見直し

## 参考（文化財保護法の目的規定及び文化財の定義規定）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

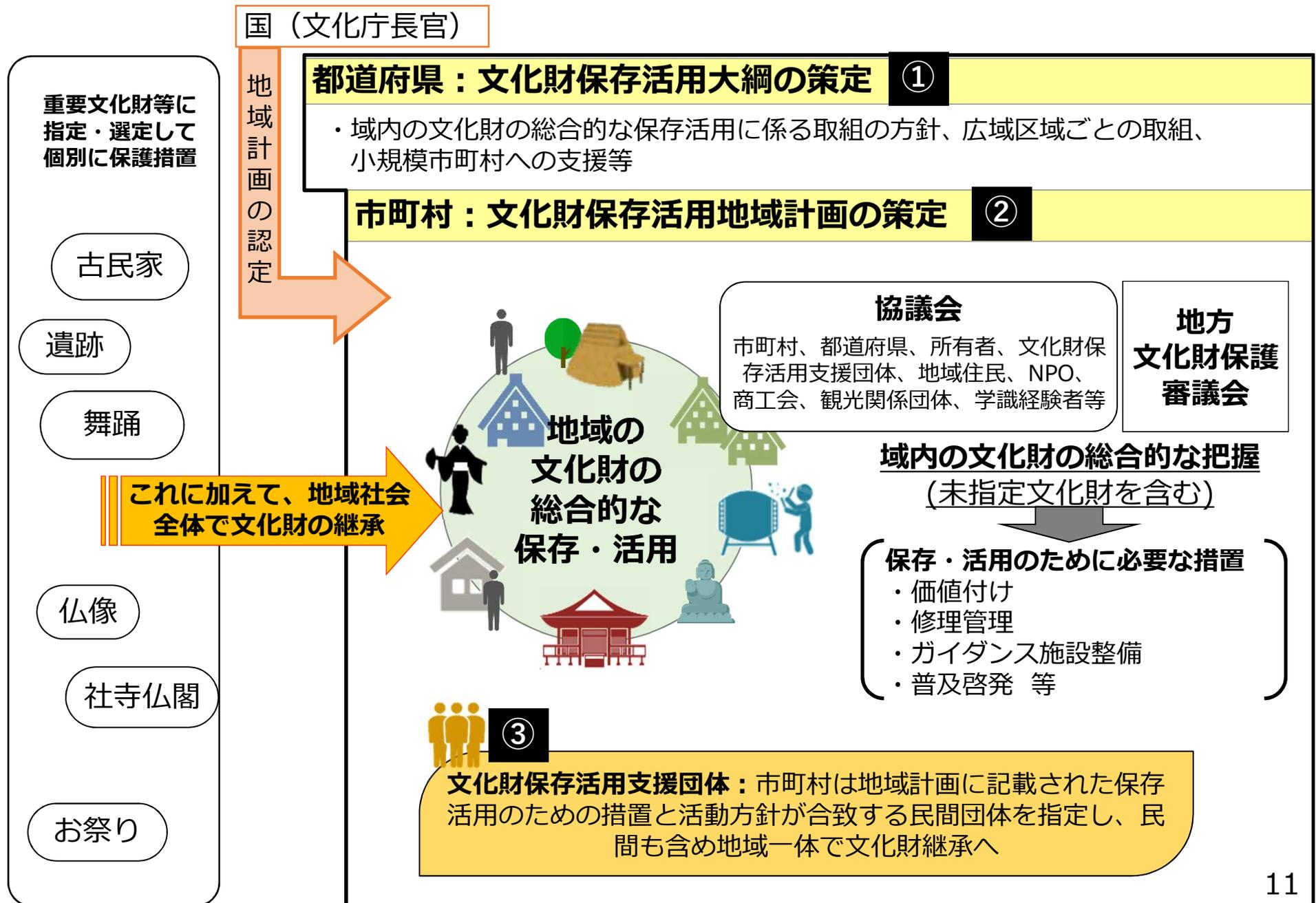
- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2・3 （略）

# (1) 地域における文化財の 総合的な保存・活用



# (1) 地域における文化財の総合的な保存・活用【全体イメージ】



# 効果イメージ：地域計画による文化財の総合的・一体的な保存・活用

国が認定した地域計画（市町村が作成）により  
地域の文化財の総合的・計画的な保存・活用へ



## 国の指針

- 国は、地方公共団体や所有者等が大綱・計画等を作成する際の参考となるよう、基本的な考え方や記載事項等を示した運用の手引きとなる指針を作成する。
- 作成に当たっては、文化審議会文化財分科会企画調査会及び同作業部会（※）において文化財保護行政関係者による実務的見地からの検討を行う。 ※大綱・地域計画の策定等に係る指針に関する作業部会

### <指針の検討スケジュール>

平成30年	7月	企画調査会、作業部会の設置
	8月～10月	指針（案）の検討
	11月～12月	パブリックコメントの実施
	12月21日	企画調査会にて <u>指針（案）取りまとめ</u>
平成31年	1月11日	地方公共団体への説明会
	1月中旬頃	文化審議会にて <u>指針（案）の決定</u>

→文化庁において最終的な指針（確定版）を作成し、地方公共団体等に送付

※現在の指針案は文化庁ホームページにて公開していますので御参照ください。

ホーム > 政策について > 文化審議会・懇談会等 > 文化財分科会 > 企画調査会 > 平成30年度

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/kikaku/h30/index.html>

# 「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画 ・保存活用計画の策定等に関する指針（案）」目次

企画調査会取りまとめ版

## I. 指針の位置付け

## II. 文化財の保存と活用について

## III. 文化財保存活用大綱

1. 趣旨
2. 大綱の記載事項
3. 策定の際の留意点

## IV. 文化財保存活用地域計画

1. 趣旨
2. 地域計画の記載事項
3. 作成及び認定の手続
4. 認定基準
5. 認定を受けた地域計画の変更、進捗管理・自己評価、認定の取消し等
6. 地域計画が認定を受けた場合の特例
7. 協議会

## V. 文化財保存活用支援団体

1. 趣旨
2. 支援団体の指定
3. 市町村との連携、監督等
4. 支援団体への譲渡に係る課税の特例等

## VI. 保存活用計画

1. 趣旨
2. 保存活用計画の記載事項
3. 作成及び認定の手続
4. 認定基準
5. 認定を受けた保存活用計画の変更、認定の取消し等
6. 保存活用計画が認定を受けた場合の特例

別添

保存活用計画の記載事項

## ① 「文化財保存活用大綱」について

# 文化財保存活用大綱①

○**都道府県は、域内における文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定することができる。**

## ○改正法（新設）

（文化財保存活用大綱）

第183条の2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

## ○文化審議会答申

Ⅲ. これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策

1. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化

イ. 都道府県による大綱的な方針・計画等の策定

都道府県は、都道府県としての文化財の指定等を行い、その保存・活用のための取組を自ら進めているほか、市町村に対し、広域的な観点から、当該市町村の実情に応じて指導・助言・援助を行うなど、積極的な役割を果たしている。市町村の境界を越えて広域的に捉えることが望ましい文化財の保存・活用においては、関係市町村の連携の促進や総合的な取組の推進等について、都道府県に期待される役割は大きい。

このような状況を踏まえ、都道府県は、国が策定する指針等を踏まえて域内の文化財の総合的な保存・活用に係る大綱的な方針・計画（以下、「大綱」という。）を策定することができることとし、後述の地域計画の策定においても都道府県の大綱を踏まえることが有効である。

## 文化財保存活用大綱②

- 都道府県は大綱に基づき、**域内全体の基本的な考え方や方針**の提示、**防災など複数の市町村にまたがる取組**、**小規模市町村への支援**など、広域的かつきめ細かな取組が期待されます
- 詳細については、**国の指針**を参照

### <指針（案）における大綱の記載事項>

- 域内の文化財の保存・活用に関する**基本的な方針**  
：都道府県としての目指すべき方向性や将来像、域内の文化財の保存・活用に関する取組の方針など
- 文化財の保存・活用を図るために**講ずる措置**  
：都道府県が実施主体となる調査や指定等、人材育成・普及啓発、修正・整備等の計画、都道府県として優先的に取り組んでいくテーマや重点的に保存・活用の措置を講じていく文化財に関する事項など
- 域内の**市町村への支援の方針**  
：市町村が行う修理・整備などへの支援の方針、市町村が地域計画を作成する際の相談や指導・助言の実施体制、小規模市町村など自ら地域計画作成を行うことが難しい場合の都道府県による支援の方針など
- **防災・災害発生時の対応**  
：災害に備えた平時からの救援ネットワークの構築や、被害情報の収集・緊急的なレスキュー活動など災害発生時に行う取組など
- 文化財の保存・活用の**推進体制**  
：文化財担当部局や関係部局当における職員・専門的人材の配置状況、地方文化財保護審議会の設置状況や文化財保護指導委員の配置状況、今後の体制整備の方針など

## 文化財保存活用大綱③

- 都道府県の大綱が策定された場合、
  - ①市町村は、文化財保存活用地域計画の作成に際して**大綱を勘案**
  - ②所有者・管理団体等が作成する**個別の文化財の保存活用計画**についても、計画認定時に国が大綱との整合を国が確認することとしています
- 先行的**に文化財に係る指針等を都道府県レベルで作成している事例もあります

### <先行的な取組の効果>

- 一部の県では、域内全体の文化財保護に係る指針等を作成・実施
- 県レベルの指針を定めることで、**文化財類型ごと**や、防災・普及啓発・人材育成など**事業内容ごとに県全体の取組の方向性が明確**となり、**市町村との連携が円滑**に

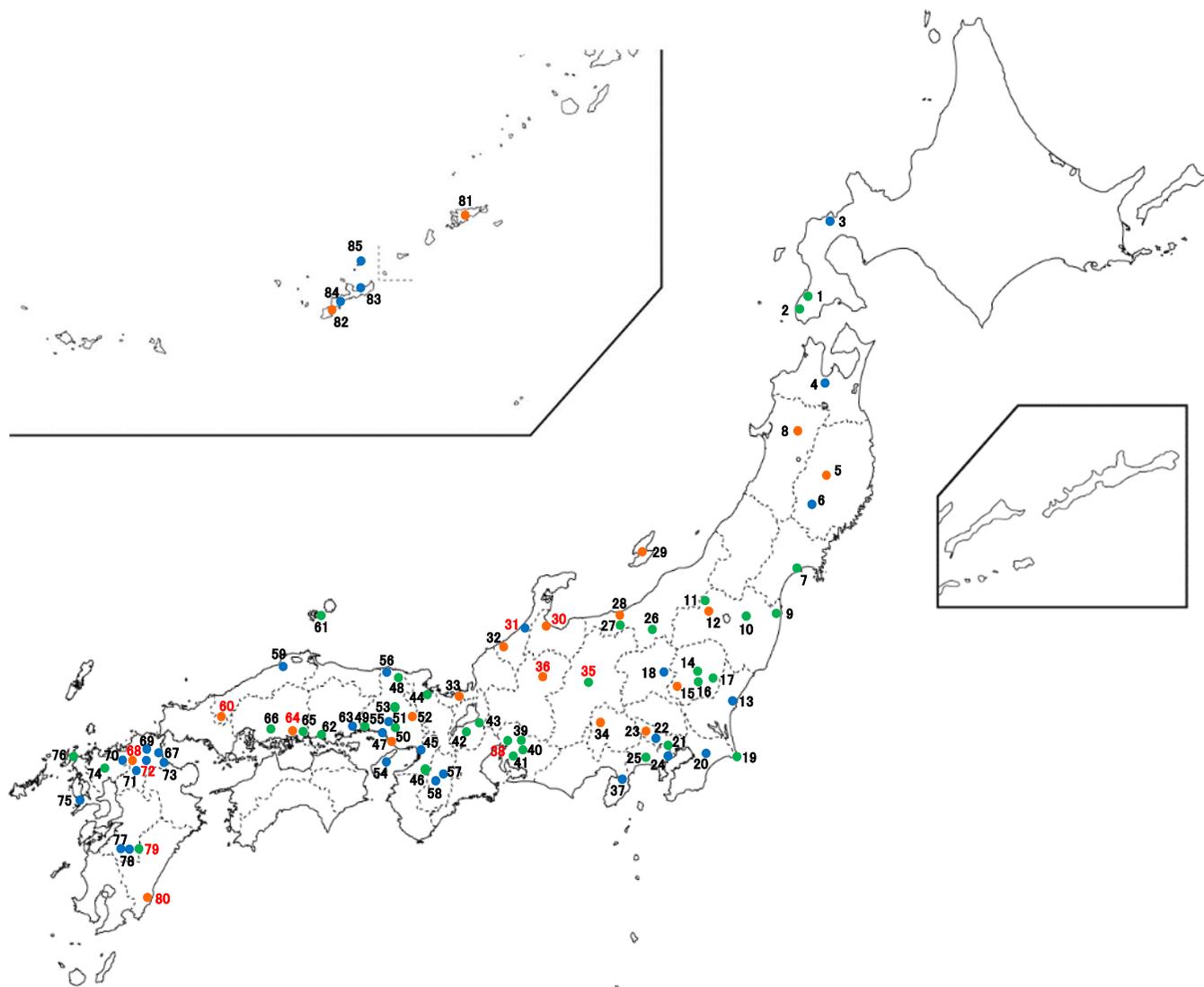
(事例)

: 愛知県文化財保護指針、兵庫県歴史文化遺産活用ガイドライン、福岡県文化財保護基本指針 等

## ② 「文化財保存活用地域計画」について



# 「歴史文化基本構想」策定市町村一覧（平成30年4月1日現在）



- : 文化財総合的把握モデル事業実施市町村（20計画（23市町村））
- : 独自に策定した地方公共団体（31市町村）
- : 策定補助事業実施市町村（34市区町）
- 赤字 : 歴史的風致維持向上計画認定都市

No.	都道府県	市区町村	No.	都道府県	市区町村
1	北海道	江差町	44	京都府	舞鶴市
2		上ノ国町	45	大阪府	池田市
3		寿都町	46		河内長野市
4	青森県	青森市	47	兵庫県	姫路市
5	岩手県	盛岡市	48		豊岡市
6		金ヶ崎町	49		赤穂市
7	宮城県	松島町	50		高砂市
8	秋田県	北秋田市	51		加西市
9	福島県	南相馬市	52		篠山市
10		大玉村	53		朝来市
11		西会津町	54		淡路市
12		三島町	55		神河町
13	茨城県	東海村	56		新温泉町
14	栃木県	宇都宮市	57	奈良県	桜井市
15		足利市	58		明日香村
16		下野市	59	島根県	出雲市
17		益子町	60		津和野町
18	群馬県	みどり市	61		海士町
19	千葉県	銚子市	62	岡山県	倉敷市
20		酒々井町	63		備前市
21	東京都	世田谷区	64	広島県	尾道市
22		西東京市	65		福山市
23		日の出町	66		東広島市
24	神奈川県	川崎市	67	福岡県	行橋市
25		伊勢原市	68		太宰府市
26	新潟県	十日町市	69		宮若市
27		妙高市	70		那珂川町
28		上越市	71		筑前町
29		佐渡市	72		添田町
30	富山県	高岡市	73		上毛町
31	石川県	金沢市	74	佐賀県	多久市
32		加賀市	75	長崎県	長崎市
33	福井県	小浜市・若狭町	76		平戸市
34	山梨県	韮崎市	77	熊本県	人吉市
35	長野県	松本市	78		多良木町
36	岐阜県	高山市	79		湯前町
37	静岡県	伊豆の国市	80	宮崎県	日南市
38	愛知県	名古屋市	81	鹿児島県	宇検村・伊仙町・奄美市
39		瀬戸市	82	沖縄県	南城市
40		豊田市	83		大宜味村
41		知立市	84		西原町
42	滋賀県	東近江市	85		伊平屋村
43		多賀町			

### ○地域一体で取り組む意識の醸成と取組の深化

- 作成過程を含めて計画を公開することで、**文化財に対する市民の理解が深まる**。
- 文化財の総合把握を機に、**民間団体等が新たな活動**を開始するなど、文化財を生かした**自主的な取り組みが行われる良いきっかけ**になった
- 公民館単位で文化財の総合的把握を行ったことにより、**公民館や学校での地域学習につながる**とともに、**公民館同士の交流**につながった
- 作成を通じて、民間／行政だけでなく**自治体内の他部局との連携も促進**される。 等

### ○地域に所在する文化財の把握、把握した文化財の指定等

- **域内に残る多種多様な文化財を把握・整理**することができた
- これまで未指定文化財であった**文化財の国登録につながった**
- 本構想を策定したことにより、市内の文化財が網羅的に把握され、**以後の調査や保存・活用に資する情報を得ることができた**
- これまで注目されていなかった文化財の指定が促進され、**保存だけでなく活用と平行した活動が芽生えている**

ただし策定の法的根拠がないため「住民や庁内での説明・調整が困難」「理念だけで終わる可能性がある」等の指摘も多かった



歴史文化基本構想を「文化財保存活用地域計画」に発展させ法律に位置づけ

# 文化財保存活用地域計画①

## ○ポイント

- ・ **市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。**

## ○改正法（新設）

（文化財保存活用地域計画の認定）

第183条の3 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、**単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第192条の6第1項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。**

## 《文化審議会答申より（抜粋）》

～（前略）このためには、国や都道府県の単位での取組の重要性はもちろん、これに加え、文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村の単位で、地域住民と緊密に連携しながら、**消滅の危機にある文化財の掘り起こしを含め、文化財を総合的に把握し、ここから多様な発想を得て地域一体で計画的に保存・活用に取り組んでいくことが極めて重要**である。

歴史文化基本構想を、“構想”にとどまらず、関係者がパートナーシップを結び具体的なアクションにつなげる“マスタープラン”として発展させ、**国・都道府県・市町村間の連携強化のみならず、地域住民や民間団体等の主体的参加や協力も得ながら、地域社会全体で、未指定も含めた多様な文化財を次世代へ確実に継承していくことが必要**である。

## 文化財保存活用地域計画②（記載事項）

### ○計画への必要的記載事項は、

- ① 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する**基本的な方針**
- ② 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために**当該市町村が講ずる措置の内容**
- ③ 当該市町村の区域における**文化財を把握するための調査に関する事項**
- ④ **計画期間**
- ⑤ その他文部科学省令で定める事項

### ○地域計画の詳細は**国の指針**に記載

#### ○改正法（新設）

（文化財保存活用地域計画の認定）

第183条の3（略）

- 2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
  - 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
  - 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
  - 四 計画期間
  - 五 その他文部科学省令で定める事項

## 文化財保存活用地域計画③（記載事項）

### <指針（案）における地域計画の記載事項>

- 市町村の概要
- 市町村の**文化財の概要**
- 市町村の**歴史文化の特徴**
- 文化財の保存・活用に関する**課題**
- 文化財の保存・活用に関する**方針**
  - ：市町村としての目指すべき方向性や将来像、域内の文化財の保存・活用に関する取組の方針など
- 文化財の保存・活用に関する**措置**
  - ：文化財の指定等、修理、整備
  - ：防犯・防災対策、災害発生時の対応
  - ：文化財に関する情報発信、普及啓発、人材育成
  - ：原材料の確保、修理技術等の継承に関する取組
  - ：支援団体など民間と連携した取組
  - ：条例等に基づく当該市町村独自の取組 など
- 文化財を把握するための**調査**に関する事項
  - ：調査が未実施の文化財類型や地域、今後の調査の実施方針・具体的な計画など **（網羅的な調査・把握が完了していなくとも計画は作成可能）**
  - ※ 調査により把握された**未指定文化財を含む「文化財リスト」**は別添資料として添付
- **計画期間**
  - ：地域の実情等に応じて概ね5年～10年程度
- 文化財の保存・活用の**推進体制**
  - ：文化財担当部局や関係部局等における職員・専門的人材の配置状況、地方文化財保護審議会の設置状況や文化財保護指導委員の配置状況、文化財保存活用支援団体の指定状況、今後の体制整備の方針など

## 文化財保存活用地域計画④（協議会・策定手続き）

### ○ 計画の作成・変更や計画の実施に係る連絡調整のための協議会を組織できる

#### ▶ 協議会を置く場合の構成員は、

- ・市町村・都道府県・文化財保存活用支援団体（ここまでが必要的構成員）
- ・市町村の判断で、文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体などの必要と認める者（例えば文化財の保存会やNPO団体、自治会や町内会、地域の歴史の語り部などのボランティア団体、私立の美術館・博物館等が考えられる）

### ○ 計画作成に当たり、あらかじめ、

- ①公聴会の開催など住民の意見を反映させるため必要な措置を講ずるよう努める
- ②地方文化財保護審議会の意見聴取
- ③協議会を組織している場合は協議会の意見聴取 が必要となる

### ○改正法（協議会関係）

（協議会）

第183条の9 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該市町村
- 二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
- 三 第192条の2第1項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
- 四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

## 文化財保存活用地域計画⑤（認定基準）

○**国による認定の基準**は以下のとおり。（詳細は指針に記載）

①当該文化財保存活用**地域計画の実施が**当該市町村の区域における**文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。**

- ・ 域内の文化財の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置が盛り込まれていること
- ・ それらが文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説明されていること

②**円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。**

- ・ 措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
- ・ 措置の実施スケジュールが明確であること
- ・ 認定を受けた場合の事務処理の特例の適用を希望する場合には、当該事務の実施に必要な人員の配置など適切な実施体制が確保されていること

③文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用**大綱に照らし適切なものであること。**

- ・ 大綱が定められている場合、地域計画の内容が大綱と整合性のとれたものとなっていること

### ○改正法

（文化財保存活用地域計画の認定）

第183条の3（略）

1～4（略）

5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

## 文化財保存活用地域計画⑥（変更の認定）

- 認定を受けた地域計画を変更する場合は、**軽微な変更を除き**、文化庁長官による**変更の認定が必要**
- 軽微な変更とは、次に掲げる変更**以外**の変更をいう。（詳細は指針に記載。今後変更の可能性はある）
  - **計画期間の変更**
  - 地域計画に記載された国指定等文化財の**現状変更等を伴う内容の変更**
  - 文化財の**保存に影響を与えるおそれのある変更**
  - 地域計画の**実施に支障が生ずるおそれのある変更**
- 認定地域計画の計画期間が終了する際、地域計画の**継続を希望する場合には、内容の見直し**を行った上で、**あらためて認定申請**を行うことが必要
- 認定基準に適合しなくなった認定地域計画は、認定基準に適合するよう文化庁から指導・助言を行いつつ状況の是正を図った上で、それでも改善が図られない場合には**認定の取消しを行うことがある**

### ○改正法

（認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更）

第183条の4 前条第5項の認定を受けた市町村（以下この節及び第192条の6第2項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 （略）

（認定の取消し）

第183条の7 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第183条の3第5項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2・3 （略）

# 文化財保存活用地域計画⑦（認定効果）

## ○地域計画が国の認定を受けた場合の特例

### ①国文化財登録原簿への登録の提案

- ・地域計画の作成過程で調査・把握された未指定文化財に対して速やかな保護措置を講じつつ、規制が緩やかな登録制度を活用して所有者等の創意による様々な活用を促進
- ・提案の際は地方文化財保護審議会の意見を聴いた上で、必要な書類を提出（詳細は検討中）

### ②認定市町村による事務処理の特例

- ・認定地域計画の主体的かつ円滑な推進を図るため、現在、都道府県・政令市・中核市等において処理されている事務について、希望に応じて、認定市町村において実施できる
- ・特例の適用を希望する場合は、認定を申請する地域計画において、特例の適用を希望する事務の内容について記載する（詳細は検討中）

（⇒次頁へ）

## ○改正法（国の認定を受けた場合の効果関係）

（文化財の登録の提案）

第183条の5 認定市町村の教育委員会は、第183条の3第5項の認定（前条第1項の変更の認定を含む。第183条の7第1項及び第2項において同じ。）を受けた文化財保存活用地域計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第192条の6において「認定文化財保存活用地域計画」という。）の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第57条第1項、第90条第1項又は第132条第1項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

（認定市町村の教育委員会が処理する事務）

第184条の2 前条第1項第2号、第4号又は第5号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。

# 認定市町村による事務処理の特例

- 文化庁長官の権限に属する事務の一部は、文化財保護法第184条及び文化財保護法施行令に基づき、「都道府県」、「政令指定都市・中核市」、「一般市」まで移譲されている。
- ⇒ 今回の改正により、「中核市」「一般市」まで移譲されている事務について、計画期間内に限り、計画の認定を受けた一般市・町村においてもその意向に応じて事務の実施を可能とする特例を創設

対象の事務	現在権限移譲されている範囲				
○史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可・取消とその停止命令 重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消を除く。 ※ 1 (法第184条第1項第2号(令第5条第4項で限定列举))	都道府県	政令市	中核市	一般市	町村
○史跡名勝天然記念物の管理等につき報告を求める、調査させる (法第184条第1項第5号)	都道府県	政令市	中核市	一般市	町村
○重要文化財の現状変更等許可、取消、現状変更等停止命令 ※ 1 重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消を除く。 (法第184条第1項第2号(令第5条第3項で限定列举))	都道府県	政令市	中核市	一般市	町村
○重要文化財の所有者等以外の者による公開の許可 公開する重要文化財の移動が区域内の場合のみ (法第184条第1項第4号)	都道府県	政令市	中核市	一般市	町村
○重要文化財の管理等につき報告を求める、調査させる (法第184条第1項第5号)	都道府県	政令市	中核市	一般市	町村
○法第51条第5項、第84条第2項(法第85条で準用する場合を含む)の規定による公開の停止命令(法第184条第1項第3号)	都道府県	政令市	中核市	一般市	町村
○指揮監督(法第35条第1項の補助金を交付する文化財の管理・修理など法で規定されている範囲で)(法第184条第1項1号)	都道府県	政令市	中核市	一般市	町村
○埋蔵文化財に係る届出の受理、報告書提出の指示、発掘の中止命令、必要な指示、通知の受理、通知、協議、勧告、届出の受理、命令、意見の聴取、期限の延長、指示、通知の受理、通知、協議、勧告(法第184条第1項第6号) ※ 2	都道府県	政令市	中核市	一般市	町村

新たに特例対象となる範囲

※ 1 長官が現状変更等許可したのものに対する停止命令は都道府県教委のみ。  
 ※ 2 工事・調査以外での埋蔵文化財包蔵地発掘の届出受理、埋蔵文化財の保護上必要な指示、遺跡発見の届出の受理と必要な指示、史跡の現状変更等禁止命令とその際の意見聴取・期間延長に関しては、政令市内は政令市教委

## (参考) 文化財の一体的活用に向けた取組事例① 萩市・地域共通のビジョンに基づく取組

### 【取組のポイント】

「萩まちじゅう博物館構想」という共通のビジョンを住民自らが策定し共有することで、取組の基盤となる理念・方向性が関係者間で共有され、文化財を保存・活用するまちづくりが地域一体となって進められ、今後もより一層の推進が求められている。

### 【概要】

- 都市化の影響により、江戸時代から続く風景が失われつつあることを背景として、市の呼びかけにより、萩市全部局・商工会・観光協会・地域住民代表等が参加する「萩まちじゅう博物館整備検討委員会」を発足。
- 同委員会において、萩のまち全体を「屋根のない博物館＝まちじゅうを博物館」と捉え、地域の身近な文化遺産(古い建物、石垣、道や樹木等)を調査し、テーマやストーリーでまとめ、市民自らが萩の「おたから」として認定する「萩まちじゅう博物館構想」を策定。
- 構想に基づくまちづくりに市民が参画する母体としてNPO法人萩まちじゅう博物館を設立。拠点施設である萩博物館の運営や石碑の調査、外国語マップの作成等の実際の活動へ参加することで、徐々に構想の理念を市民が共有。
- 認定された「おたから」をデータベースで情報発信するとともに、地域ごとの「おたからマップ」を作成し、街歩きイベント等に活用。また、ワンコイントラスト(100円信託)運動により、未指定文化財であるおたからを市民や観光客からの信託金により修理。これまでに3,000万円を超える信託金が集まり、10件の修復等を実施。

### 【効果】

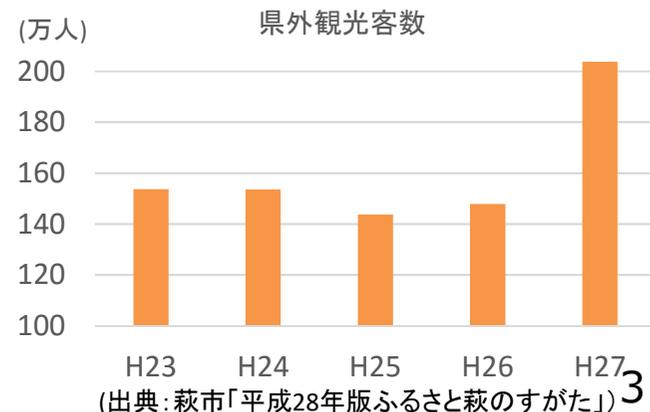
- 域内の文化財を地域固有のビジョンのもと指定・未指定を問わず総合的に把握し、複数の文化財群として発信する面的な活用につながっている。第2ステージとして、文化遺産群を産業・地域振興と連携させることを目指している。



おたからマップ  
(出典:萩市HP)



萩まちじゅう博物館の拠点施設「萩博物館」  
(出典:地域の元気創造プラットフォームHP)



## (参考) 取組事例② 太宰府市・「市民遺産」の認定など市全体での文化遺産の継承

### 【取組のポイント】

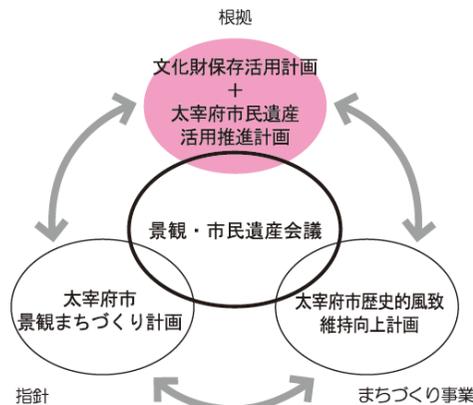
市民、事業者、行政が協働・連携を図るための共通の枠組みとして「太宰府市民遺産」を提唱。「太宰府市民遺産活用推進計画」(太宰府市歴史文化基本構想)に基づき、住民が文化財のリストアップ・目録化と日常的な見守りを行うとともに、市民・市・関係団体による「太宰府市景観・市民遺産会議」において市民遺産を認定することで、学術的視点だけでなく、地域にとって価値のある文化遺産の拾い上げと継承を市全体で推進している。

### 【概要】

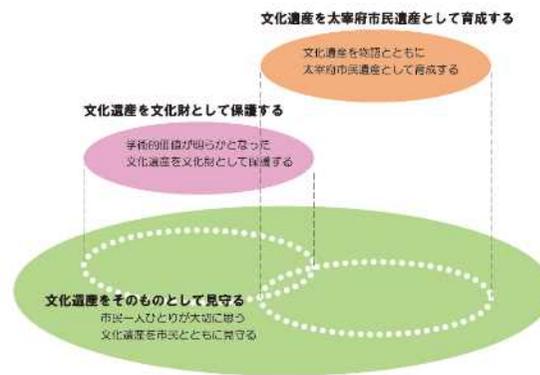
- 市民が未来に残したい「太宰府固有の物語」・「文化遺産のリスト」・「育成活動」を総合的に「太宰府市民遺産」と捉え、市民からの提案に基づき、市民・市・関係団体による「太宰府市景観・市民遺産会議」が市民遺産を認定。
- 提案にあたって二人以上で育成活動を主体的に行う「市民遺産育成団体」を結成することで、文化遺産と保存活用の担い手をセットで登録。
- 認定された市民遺産を含む文化遺産は「太宰府市民遺産活用推進計画」(太宰府市歴史文化基本構想)に基づき、①文化遺産をそのものとして見守る(リストアップ・目録化・市民による日々の見守り)、②文化財として保護する(学術調査・指定・行政による積極的関与)、③市民遺産として育成する(普及啓発・育成団体の顕彰・滅失のおそれのある場合の届出等)ことで、市民・行政等が一体となった保護を進めている。

### 【効果】

- 学術的視点から価値があると判断される文化財だけでなく、市民が自らの体験として文化遺産を拾い上げ共有の遺産と認定することで、主体的な保存活動が行われている。



計画の役割  
(出典:「太宰府市民遺産活用計画」)



文化遺産の保存活用のイメージ  
(出典:「太宰府市民遺産活用計画」)



太宰府の梅上げ行事  
(太宰府梅ばやし隊)



太宰府の木うそ  
(太宰府木うそ保存会)

認定市民遺産と育成団 thể例  
(出典:太宰府市HP)

## (参考) 取組事例③ 尾道市・官民連携による歴史的建造物の再生

### 【取組のポイント】

歴史文化基本構想をマスタープランとして、文化財保存活用計画や歴まち計画に基づく文化財と周辺環境・景観の保全に取り組むとともに、企業・個人・NPO等による空き家再生の取組を行政が支援し、官民連携による歴史的建造物の修理・活用を進めている。

### 【概要】

- 独自調査や歴史文化基本構想策定に向けた総合調査により、地域の文化財の所在を把握するとともに、社会環境の変化等による文化財の消失や空き家となった歴史的建造物の増加等の現状を認識。
- 歴史文化基本構想を基盤として策定した文化財保存活用計画や歴まち計画に基づき、文化財の保存修理や良好な市街地の環境・景観の保全への支援を実施。
- 空き家問題解決に向けて、官民協働による空き家バンク事業を開始。地元出身者が設立したNPO法人「尾道空き家再生プロジェクト」へ入居希望者への連絡や案内等の業務を委託し、行政・民間相互に不足部分を補完。また、NPOや民間企業では登録有形文化財を含む歴史的建造物のゲストハウス等の滞在型施設等への改修を実施。行政では改修に関する補助金や修理に関する協議等で民間の取組を支援。
- さらに歴史文化基本構想を背景としたストーリー「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」の日本遺産認定や案内板の多言語対応、文化財の夜間ライトアップ等により、尾道ブランドの価値向上や交流人口の拡大を図っている。

### 【効果】

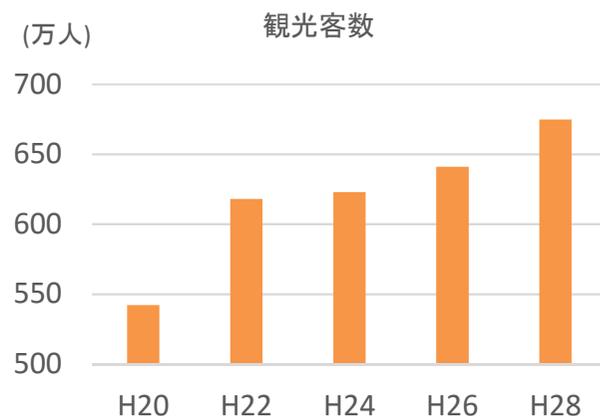
- 空き家への入居：これまでに空き家バンク登録数の約4割(83件)で買い手・借り手が見つかった。



登録有形文化財みはらし亭  
(現在はゲストハウスに改修) (出典:尾道市)



旧島居洋館  
(現在はレンタルルームに改修) (出典:尾道市)



(出典:尾道市調べ) 33

## (参考) 取組事例④ 日南市・民間の知見を活かした自立的な町並み再生

### 【取組のポイント】

民間の知見を活かした伝建地区の空き家活用等を進めるため、行政の発案により「まちなみ再生コーディネーター」を全国から募集・選定。古民家の宿泊施設への改修資金調達のため、地域金融機関と観光活性化マザーファンドが融資を行い、施設運営の一部を地元の(一財)飫肥城下町保存会へ委託することで、地域と連携した自立的な運営を推進。

### 【概要】

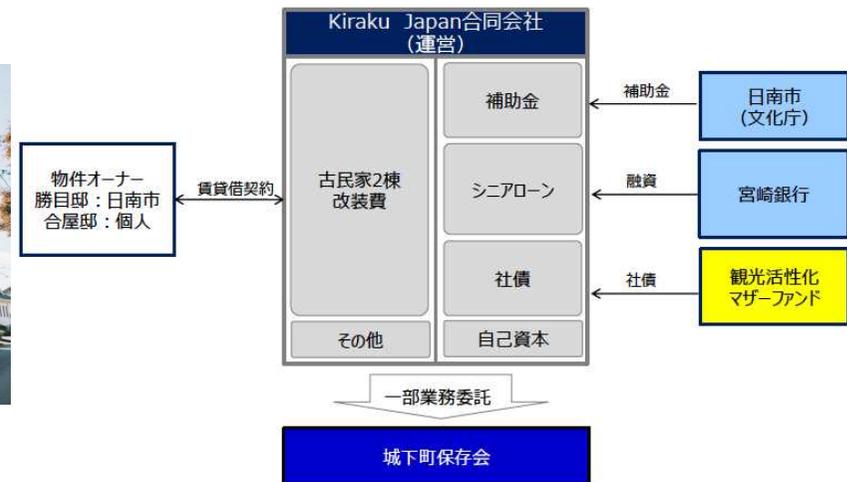
- 日南市飫肥地区では、かねてから文化財保存都市宣言(1968年)、重伝建地区選定(1977年)、歴史文化基本構想策定(2013年)等、文化財を軸としたまちづくりを推進してきたが、住民の高齢化や所有者交代により空き家が増加。
- このため日南市では、まちなみ再生に必要な外部人材登用のため「まちなみ再生コーディネーター」を募集し、Kiraku Japan合同会社が受託。飫肥地区では古民家を活用した飲食店等が多い一方、宿泊施設が少ない(1棟)ことから、古民家2棟を宿泊施設として再生。
- 可能な限り補助金への依存率を下げるため、宮崎銀行からの融資と、地域経済活性化支援機構(REVIC)が出資する観光活性化マザーファンドによる社債引受けにより、民間からの資金調達を実施。改修工事は地元の建設会社が施工し、施設運営の一部は飫肥城下町保存会へ委託される。

### 【効果】

- 地域外の知見・能力を導入することで、行政・地元関係者・外部それぞれが役割を分担・連携し、公的な支援に頼らない自立的な仕組みを構築している。



改修される2棟(左:勝目邸、右:合屋邸)  
(出典: Kiraku Japan プレスリリース)



支援スキーム(出典: 観光戦略実行推進タスクフォース資料)

# 「文化財保存活用地域計画」と「歴史的風致維持向上計画」の関係（イメージ）

## 市町村の総合計画

### 【文化財保存活用地域計画】

域内に所在する全ての文化財(指定+未指定)を、中長期的な視点から今後どのように保存・活用していくかについての考え方や行動計画を定めたマスタープラン

連携・調和



### 【歴史的風致維持向上計画】

重要文化財等を核に人々の活動が一体となった周辺の市街地の環境(歴史的風致)のうち、特定の区域(重点区域)に対して重点的な支援を行う事業計画

### 【景観計画】

### 【都市計画】

○改正文化財保護法  
第183条の3(略)  
2・3(略)

4 **文化財保存活用地域計画**は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該**歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。**

### 文化財の保存・活用に関する事業

- ・重要文化財〇〇住宅保存修理事業
- ・無形文化財伝承活用事業
- ・文化財情報発信・普及啓発事業 等

一体的に推進



### 歴史的風致の維持向上に関する事業

- ・伝統的町並み修景整備事業
- ・歴史的地域道路美装化・無電柱化事業
- ・都市公園整備事業 等

景観の規制

都市計画に基づく規制

### 文化財の保護



### 周辺環境の整備・規制



## 2019年度文化庁予算（案）における大綱・地域計画に関する支援

改正文化財保護法に基づく都道府県による文化財保存活用大綱及び市町村による文化財保存活用地域計画の作成等に対する支援と、作成された計画等に基づき実施される取組等に対する支援を行う。

### <計画の作成支援>

#### ○文化財総合活用推進事業

(地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画等策定支援)

: 地方公共団体に対して文化財保存活用大綱や文化財保存活用地域計画の策定を行なうための調査研究・体制整備等の取組を支援するとともに、小規模市町村への有識者の派遣や文化財調査等を行なう文化財保存活用支援団体を育成するための研修会等を行なう

#### ○「地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」等普及促進事業

: 地方公共団体に対して大綱及び地域計画の作成に向けた指導・助言を行う

#### ○地域の文化財を担う専門的職員育成事業

: 地方公共団体の専門職員の多数を占める埋蔵文化財専門職員等に対して、地域の文化財を総合的に把握し積極的に活用することのできる知識の習得を図るための研修を実施する

### <作成した計画の推進支援>

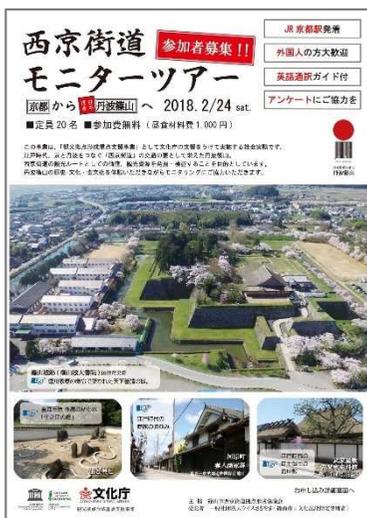
#### ○地域計画等活用拠点形成事業

: 作成した地域計画等に基づき実施される人材育成、普及啓発、公開活用に資する施設整備等を支援する

## 地域計画等活用拠点形成事業（旧観光拠点形成重点支援事業）を活用した取組事例

### ○歴史文化まちづくり資産を活用した西京街道拠点形成事業（兵庫県篠山市）

- 江戸時代に京都と篠山をつないだ「西京街道」を活かした観光ルート開発のため、外国人も対象に含むモニターツアーを開催し、外部目線による地域の文化資源の魅力発見や課題の検証を実施。
- ツアーの見どころである福住伝統的建造物群保存地区の住吉神社「住之江の庭」再生活用のためワークショップを通じた人材養成を実施。
- あわせて、まち歩きの拠点として同神社に隣接する多目的広場と便益施設の整備を実施。



↑住之江の庭でのツアーの様子  
←モニターツアー募集チラシ

### ○歴史文化遺産の活用による観光拠点づくり事業（神奈川県伊勢原市）

- 国指定や県指定の文化財が集中する日向薬師と周辺の文化財を巡る周遊ルートの解説パンフレットの作成や案内板の設置を実施。
- また文化財所有者の相談対応や訪問客への解説等を行う文化財ボランティアを養成するとともに、歴史文化遺産を活用したPRイベントやモニターツアー等を開催。
- 市ホームページの多言語化を進めるとともに、地域周遊や文化財活用の拠点となる日向薬師における便益施設の整備を実施。



文化財周遊ルート案内板



便益施設の整備（トイレ）

（画像提供：伊勢原市教育委員会）

（ツアー画像出典：福住さとねっと）  
<http://sato-sasayama.jp/fukusumi/entry.php?ID=2405>

※いずれも歴史文化基本構想に基づく取組事例 37

# ほか文化財を活かしたまちづくりに向けた取組への支援の例

## 文化財保存事業費補助事業(文化庁)

- 国指定等文化財の修理、防災対策、災害復旧、調査、保存活用計画策定、公開、伝承、活用整備、買上等を支援(補助率:50~85%)
- 【笛吹市】重要文化財慈眼寺庫裏の保存修理



## 都市公園等事業(国土交通省)

- 古墳、城跡、旧宅等の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上または学術上価値の高いものを対象に、公園管理者、地方公共団体、歴史的風致維持向上支援法人に対して支援
- 【金沢市】河北門及び橋爪門の復原



## 地域計画等活用拠点形成事業(文化庁)

- 地域計画等に基づく情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用に資する設備整備等を支援
- 【伊勢原市】案内板や周遊拠点便益施設の整備



歴まち計画の重点区域

城郭建築(重要文化財)

庭園(地方指定)

## 文化財総合活用推進事業(文化庁)

- 未指定文化財など地域の文化遺産を活かした地域活性化に向けた情報発信、人材育成、普及活動、後継者養成、記録作成等を支援

## 地方創生推進交付金(内閣府)

- 地方版総合戦略に基づく自治体の先導的な取組(文化遺産を活かした賑わいの創出や産業振興、観光振興等)を支援。

## 都市再生整備計画事業(国土交通省)

- 歴まち計画に基づく事業で一定要件を満たす場合に交付率の上限を40% → 45%へ拡充
- 古都及び緑地保全事業、電線電柱類移設、土塁・堀後の整備等を基幹事業に追加
- 【水戸市】水戸城跡周辺の道路美装化・無電柱化



## 街なみ環境整備事業(国土交通省)

- 重点区域又は街づくり協定等が結ばれた地区で協議会活動、建造物の修景、公共施設の整備、歴史的風致形成建造物の買取・移設・修理等を支援(交付率:直接1/2、間接1/3)
- 【竹原市】酒蔵(歴史的風致形成建造物)の保存修理



## 地方創生の視点からの取組（地方創生推進交付金との連携）

文化財保存活用地域計画に基づく取組を、地方公共団体の地方版まち・ひと・しごと総合戦略にも適切に位置づけることで、**まちの賑わい創出や観光振興、産業振興や地域活性化なども幅広く視野に入れた、総合的な取組が可能**になります。

### 地方創生推進交付金を活用した取組事例

事業名	美濃和紙ブランドの価値向上・発信事業	採択年次	平成28~30年度
自治体名	岐阜県、美濃市	採択額	47,060千円
事業概要	<p>国の重要無形文化財に指定されている「本美濃紙」を含めた美濃和紙について、国内外の展示会出展による販路開拓、後継者育成のための研修などの取り組みや、ユーザーのニーズを踏まえた商品開発を進める。</p> <p>&lt;重要業績評価指標（KPI）&gt; 美濃和紙ブランドを使用できる「美濃和紙ブランド協同組合」加盟事業者の売上高合計 73億円（H25） → 88億円（H30）</p>		
事業名	文化財の国際的展開を通じた奈良の国際ブランド力最大化プロジェクト	採択年次	平成30年度
自治体名	奈良県、奈良市、吉野町	採択額	107,322千円
事業概要	<p>フランスで開催される「ジャポニスム2018」において、奈良の伝統行事・芸能・特産品の紹介や映像によるプロモーションを実施する。また、大英博物館での奈良の仏像の大規模展示や、歴史文化や県産品のプロモーションを行う。</p> <p>&lt;重要業績評価指標（KPI）&gt; 県内の外国人延べ宿泊者数 30.8万人（H28.3） → 78.7万人（H33.3）</p>		<small>（春日大社提供）</small>

### 地方創生拠点整備交付金を活用した取組事例

事業名	旧安川邸利活用事業	採択年次	平成28年度
自治体名	北九州市	採択額	165,000千円
事業概要	<p>孫文ゆかりの歴史的建造物である安川家の旧邸宅とその周辺について、観覧以外にも喫茶、結婚式、パーティなどにも活用できる集客・歴史観光施設として整備することで、伝統文化財を観光拠点のみならず誘客施設とする。</p> <p>&lt;重要業績評価指標（KPI）&gt; 旧安川邸の売上げ 0円（H28） → 1.1億円（H32）</p>		39

# 地方創生推進交付金について

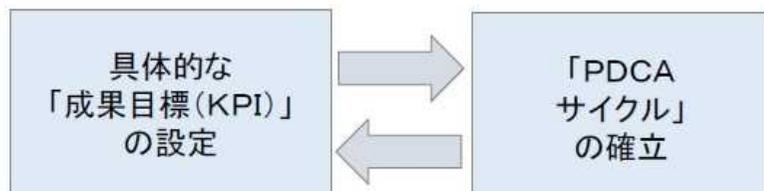
## 地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

31年度予算概算決定額 1,000億円（30年度予算額 1,000億円）

### 事業概要・目的

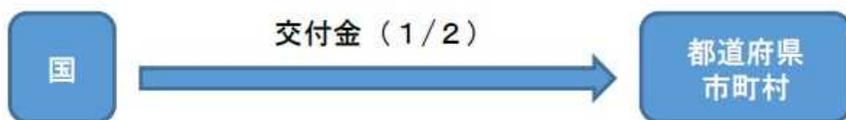
○地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援します。

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

### 資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

### 事業イメージ・具体例

#### 【対象事業】

- ① 先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
  - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
  - 例) しごと創生（地域経済牽引事業等）、観光振興（DMO等）、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ② わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
  - ・東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
  - 例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

#### 【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

### 31年度からの主な運用改善

#### ① 交付上限額（事業費ベース）及び新規事業の申請上限件数の見直し

	交付上限額	申請上限件数
都道府県	先駆 6.0億円【現行どおり】 横展開2.0億円【現行どおり】	原則9事業以内【現行:7事業】 （うち広域連携:3事業）【現行:2事業】
市区町村	先駆 4.0億円【現行どおり】 横展開1.4億円【現行どおり】 ※中枢中核都市 先駆 5.0億円【新設】 横展開1.7億円【新設】	原則5事業以内【現行:4事業】 （うち広域連携:1事業）【現行どおり】 ※中枢中核都市 原則7事業以内【新設】 （うち広域連携:2事業）【新設】

#### ② 企業版ふるさと納税の併用

・地方負担分への充当を可能とするほか、併用のインセンティブを付与。

文化財を地域資源として活かした地方創生の取組を促進するため、地方公共団体が地方版総合戦略に基づく自主的・主体的で先導的な取組として、地方創生推進交付金を活用して行う文化財活用事業（※）については、次のとおり弾力的に取扱うものとする。

※事業の具体例…地方公共団体が自立的・主体的に実施する、文化財を活用した交流人口の増加、まちなぎわいの創出、伝統産業の創出、移住促進や観光振興等に関する事業

## 弾力化措置の対象となる事業

文化庁長官の認定を受けた文化財保存活用地域計画に記載されている事業

※2019年度第1回募集に限っては、文化財保存活用地域計画の案の提出をもって受け付ける。

## 弾力化措置の内容

- ① 申請事業数の上限目安（都道府県：原則9事業、中枢中核都市：原則7事業、市区町村：原則5事業）を超える申請を可能とする。
- ② 総事業費用に占めるハード事業の割合が5割以上（上限8割未満）の事業について、申請事業数の上限目安（都道府県：3事業、中枢中核都市：2事業、市区町村：1事業）を超える申請を可能とする。

※ 事業内容に地方公共団体以外の者が所有する文化財への支援が含まれる場合にあっては、以下の要件を満たす必要がある。

1. 支援対象となる文化財が文化財保存活用地域計画に記載されていること。
2. 当該文化財の保存・活用に関する事業が単なる修繕等への補助ではなく、その活用に向けた他のソフト事業と組み合わせて、文化財のさらなる活用を推進するものであること。

# 文化財を活用した事業の地方創生推進交付金の手続

交付申請に際しては、文化財保存活用地域計画を作成して文化庁長官の認定を受けるとともに、地域再生計画の作成が必要

## ①地域計画の策定

- 市町村が、文化財保護法に基づく文化財保存活用地域計画を作成  
※文化財保存活用地域計画に文化財保存活用事業を記載

## ②地域計画の認定

- 文化庁長官の認定申請⇒文化庁長官の認定

## ③地域再生計画の提出

- 地域再生計画を内閣府に提出
  - ・ ②において認定を受けた文化財保存活用地域計画を添付  
※2019年度第1回募集に限っては、文化財保存活用地域計画の案の添付をもって受け付けることとする
  - ・ 交付金実施計画を内閣府へ提出

## 交付決定

- ③の書類について、内閣府の審査（※）を経て交付決定

※地方創生推進交付金については、申請内容が、適切なKPIを設定のうえでPDCAサイクルを回すことを前提としつつ、①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携といった先導性の要素を満たしているかという点を重点的に審査することとしている。

### ③ 「文化財保存活用支援団体」について

# 文化財保存活用支援団体①

- **市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定**できる。
- 支援団体として指定できるのは、**法人又は法人に準ずる団体**（※）。  
※法人に準ずる団体：法人格を持たない団体であって、事務所の所在地や構成員、代表者、総会、会計に関する事項など、当該団体の組織・運営に関する事項についての規約又はこれに準ずるものを有する団体（詳細は指針に記載。今後変更の可能性がある）

## 《文化審議会答申》

### Ⅰ. 民間の推進主体となる団体の位置付け

文化財については、これまでも、所有者や所有者を支える地域住民・文化財保存会など、多様な主体により継承が行われてきた。地域計画の実現に向けても、行政だけで完結するのではなく、各地域で活動する多様な民間団体が共に計画の推進主体となり、地域が一体となって取り組んでいくことが大変有効である。このため、地域の文化財の調査研究、保存・活用などに係る民間の活動を積極的に位置付けた上で、民間と公共が、地域の目標や大きなビジョンを共有し、相互に補完しながら協働して取り組めるよう、市町村が、計画の趣旨に沿って活動する団体とパートナーシップを結ぶことができる仕組みを設けることが適切である。

### ○改正法（新設）

（文化財保存活用支援団体の指定）

第192条の2 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体（以下この節において「支援団体」という。）として指定することができる。

2～4（略）

（支援団体の業務）

第193条の3 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。
- 二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。
- 四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

## 文化財保存活用支援団体②

- **支援団体が担う業務**は次のとおり定められている（第192条の3各号）。
  - ・ 区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。（第1号）
  - ・ 区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。（第2号）
  - ・ 文化財の所有者の求めに応じ、文化財の管理等の必要な措置につき委託を受けること。（第3号）
  - ・ 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。（第4号）
  - ・ その他、文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。（第5号）
- 指定に当たっては、その団体が上記業務を適正かつ確実に行うことができるかどうかについて、**組織・資金等の面からも判断**することが必要
- 市町村の監督等についても規定がある

### <監督規定等>

文化財の保存に懸念が生じることのないよう、市町村の教育委員会等は支援団体に対し業務の報告をさせることや、業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができるほか、支援団体としての指定を取り消すことができることとしている（第192条の4）。

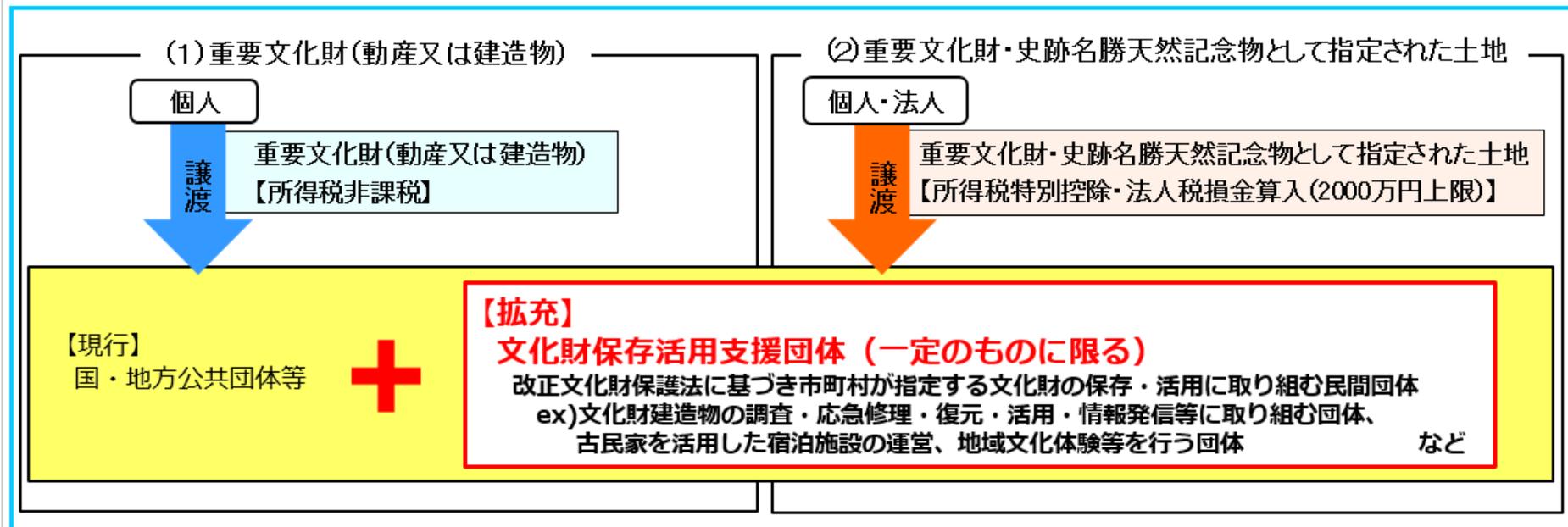
### <支援団体に指定された場合>

- ・ 支援団体は、市町村の教育委員会等に対し、地域計画の作成又は認定地域計画の変更を提案することができることとしている（第192条の6第1項）。
- ・ 認定市町村等に対して、認定地域計画の期間内に限り、当該市町村の区域内に存する文化財で、国の登録文化財として登録されることが適当であると考えるときは、認定市町村等に「文化財の登録の提案」をするよう要請することができることとしている（同条第2項）。

## 文化財保存活用支援団体③

### 【支援団体への譲渡に係る課税の特例等】

- 個人・法人が、**重要文化財**や、**重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地**を**一定の支援団体に譲渡する場合**には、国・地方公共団体等へ譲渡した場合と同様に、**譲渡所得の課税の特例等を受けることができる。**



## (次頁以降) 文化財の保存・活用に取り組む民間の団体の事例

- 文化審議会文化財分科会企画調査会（第11回）

資料5「文化財の保存・活用に取り組む民間の団体の事例」より抜粋

- 全体を御覧になりたい場合は文化庁HPへ

ホーム>政策について>文化審議会・懇談会等>文化財分科会>企画調査会>平成29年度>第11回

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/kikaku/h29/11/>

# 【取組事例】太宰府市における市民遺産「育成団体」の仕組み

## 【取組のポイント】

- 太宰府固有の物語やその物語の基盤となる文化遺産について、「育成団体」からの提案に基づき「市民遺産」として認定・登録を行う。
- それぞれの「育成団体」が、「市民遺産」提案の際に提出した活動内容に基づき、保存活用に関する自立的な活動を行う。

## 【「市民遺産」の概要】

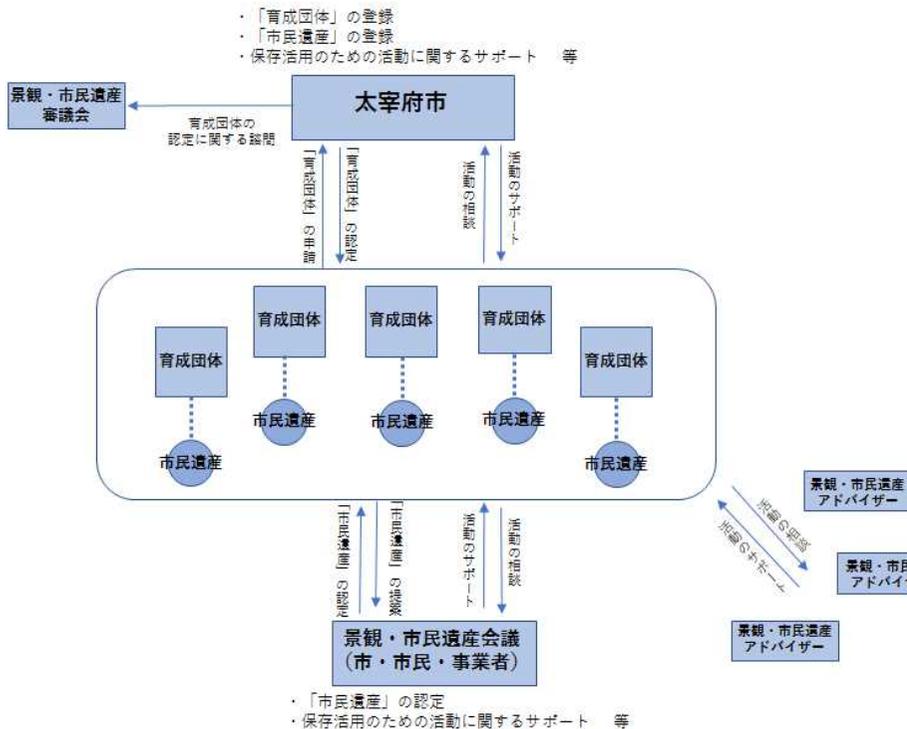
- 市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語、その物語の基盤となる様々な文化遺産及び文化遺産を保存活用する活動を総合（平成22年制度発足）
- 市の登録を受けた「育成団体」が「市民遺産」と当該市民遺産に係る保存活用の活動を提案する
- 市も含めた第三者機関である「太宰府市景観・市民遺産会議」が「市民遺産」を認定し、市が登録する

## 【育成団体について】

任意団体（地域の自治会・子供会・区民、文化遺産調査ボランティア仲間、地域の講座受講者の集まり、等）、NPO法人、公益財団法人等であり、特に制限はなく幅広い団体が「育成団体」として登録している。

## 【育成団体の活動一覧】

育成団体	「市民遺産」名称	物語を伝承するための活動内容
太宰府木うそ保存会	第1号「太宰府の木うそ」	・木うその制作技術伝承と原木育成・確保
五條風の会	第2号「八朔（はっさく）の千燈明（せんとうみょう）」	・神事「八朔の千燈明」の後継者育成
四王寺山勉強会	第3号「かつてあった道「四王寺山の太宰府町道」	・「四王寺山太宰府町道」の整備、継承
NPO法人 歩かんね太宰府	第4号「芸術家 富永 朝堂（とみながちょうどう）」	・「富永朝堂」と彼が愛したまちを伝えるまちあるき
大宰府万葉会	第5号「万葉集つくし歌壇」	・つくし歌壇と万葉集の講座・講演会の開催 ・出前授業、万葉歌碑めぐりの開催
辰（とき）山会	第6号「太宰府における時の記念日の行事」	・「時の記念日」の行事の継承
榎文化保存会	第7号「隈彦公（くままるこう）のお墓」	・隈彦公の墓守
絵師萱島家保存会	第8号「太宰府の絵師 萱島家（かやしまけ）」	・萱島家四代5名による作品群の継承
かるかや物語を伝える会	第9号「刈萱（かるかや）の関跡とかるかや物語」	・「刈萱の関跡」の保全 ・「刈萱の関」、「かるかや物語」についての学習会の実施
太宰府梅ばやし隊	第10号「太宰府の梅上げ行事」	・梅上げにかかわる技能の伝承 ・梅上げ行事の記録の収集
高尾山の自然と歴史を語り継ごう会	第11号「高雄の自然と歴史」	・高雄地区の文化遺産調査活動、周知活動 ・高雄地区の「豊かな自然」の保護活動
公益財団法人 太宰府メモリアルパーク	第12号「太宰府悠久の丘メモリアルパークからの眺望」	・太宰府メモリアルパークの眺望に関する周辺環境の保全 ・太宰府の歴史・文化に関する社会貢献活動



## 特定非営利活動法人 NPO萩まちじゅう博物館

### 【取組のポイント】

- 既存のまちづくり団体とNPO萩まちじゅう博物館、行政、博物館が協働し、まちじゅうを対象とし、指定・未指定に関係なく、自分たちが大切だと思う文化財を保存・活用
- 歴史的建造物等の有形不動産だけでなく、民具や美術工芸品などの有形動産遺産についても保存・活用
- これまでの活動で発見・調査・認定・登録してきた指定・未指定の文化財を活用したまちあるきツアー商品を開発中

### 【設立の経緯】

萩博物館（旧萩市郷土博物館）の移転整備を契機に、まち全体を博物館と見立てた「萩まちじゅう博物館」構想が立ち上がり、旧博物館の友の会や定年退職者、主婦などを中心に、市と協働で平成16年市民有志により設立。

### 【組織の目的】

萩市の文化遺産を再発見し、それらが散在するまち全体を屋根のない博物館とみなし、その実現のために市民、民間事業者及び市の連携・協働による新たなまちづくりを展開すること。

#### 【事業内容】

- 文化遺産のデータベースの管理
- リスト・カルテの管理
- 文化遺産の発見・調査・認定・登録（古写真・レコード・藍・民具等）
- 文化遺産の保存・保全・モニタリング
- 新たな文化遺産の創出
- 文化遺産を用いた文化解説
- 文化遺産情報の発信・公開
- 文化遺産に関する研修
- 萩博物館の受付、清掃、守衛
- レストラン、ショップ経営 等

#### 【具体的な取組の例】

①土蔵に眠る美術工芸品、生活用具等を展示・公開



②地域住民の家を公開。家のおたからを主人が観光客へ解説。祭りの道具、船具、壺、茶碗等



連携する浜崎しっちゃん会の例

#### 【今後の展開】

これまで発見・調査・認定・登録してきた文化遺産を活用したまちあるきのツアー商品の開発中。既に商品開発のためのワークショップやマップの作成を実施



文化遺産の調査



文化遺産を用いた文化解説

### 【効果】

- これまで活用されていなかった文化・文化財の保存と活用
- 住民による魅力再発見による普及啓発

## 特定非営利活動法人 古材文化の会

### 【取組のポイント】

- 建物の持ち主を対象とした古民家や町家の活用・再生に係る相談活動、古材・古建具活用のための古民家調査・研究、市民向け講習会など、古材・古建具の保存活用における普及啓発活動を継続して実施
- 歴史ある建造物の効果的かつ迅速な保存・活用のため、行政と連携し、人材養成のための講座を実施。さらに講座修了者を中心とした組織を結成し、活躍の場をつくるとともに、様々なプロジェクトの推進や、全国の団体との連携を図っている
- 建造物の維持管理に係る相談活動にとどまらず、運営主体の経営に係る改善提案により、継続的・効果的な支援活動を行う

### 【団体概要】

所在地：京都府京都市東山区本町17-354

設立：平成13年4月（団体は平成6年に結成）

- 目的：①古建築及び古材の保存・活用促進  
②伝統的木造建築文化、建築技能の継承・発展  
③資源と共存する持続可能な社会の実現

### 【事業内容】

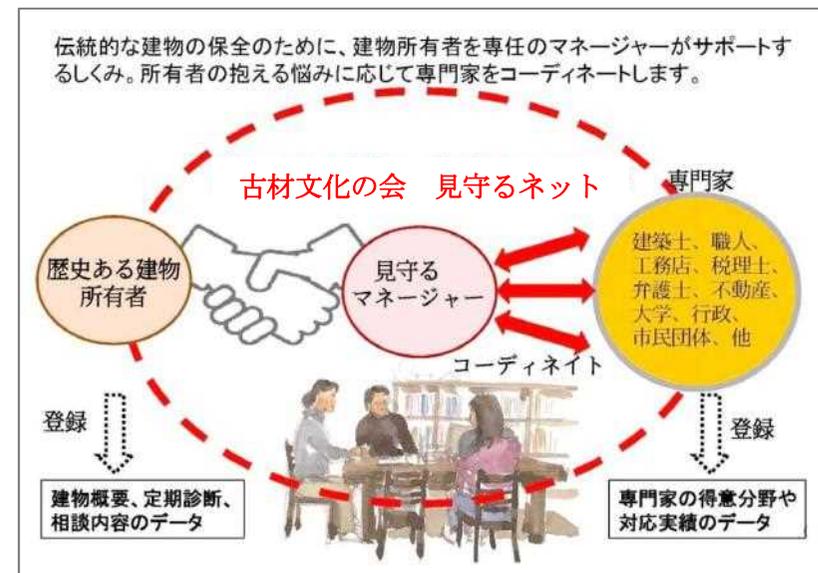
- 古材・古建具の活用に係る活動（古民家等の活用に関する相談、建造物の調査、情報の整理・発信など）
- 一般市民等向けの周知活動（木造建築見学会や建物修理の講習会など）
- 人材養成活動（「京都市文化財マネージャー育成講座（建造物）」の実施、講座修了者の組織「KOMO」の結成）
- 歴史的建築物所有者支援システム「残したい建物を見守るシステム」の試行運営。類似事例の調査、運営収支の分析・検討を行い、経営改善策を提案
- 支援システムの試行結果をふまえ、平成29年度より「見守るネット」の運営開始（KOMOメンバーで構成される「見守るマネージャー」が専門家と所有者のマッチングを行う事業）

### 【効果】

- 平成28年末時点で363名が人材養成講座を修了
- 「見守るネット」において、8件の建物の保全活用活動を支援。今後、徐々に件数を増やしていく予定

### 【他団体との連携】

- 京都市
- (公財) 京都市景観・まちづくりセンター



### ■建物改修・メンテナンス

#### 専門家及び見守るマネージャーによるサポート例

- ・改修設計、改修工事
- ・長期修繕計画の策定
- ・メンテナンスワークショップの企画・実施

#### ■空家活用

- ・空家の利用者マッチング支援
- ・空家活用の事業化支援
- ・税務相談

#### ■その他

- ・建物公開など、イベントの企画・運営支援
- ・古文書などの歴史資料のアーカイブ

## 一般社団法人ノオト

### 【取組のポイント】

- ▶ 人口減少、少子高齢化が進行する地域を、その土地に根ざした歴史文化と空き家を生かして再生
  - ・ 古民家等の歴史的資源と地域の食文化、生活文化を一体的に再生
  - ・ 文化財や町並みを活用した音楽祭、アートフェスティバル、マルシェのほか、ブライダルやコンベンション等のユニークベニューを展開

### 【組織概要】

住 所：兵庫県篠山市丸山42番地

設 立：平成21年2月21日

代表者：代表理事 金野幸雄

概 要：地域コミュニティをベースにしながら豊かな社会を創り出していくため、地域の未指定文化財群を活用することで、農村集落や城下町などの歴史地区再生事業を展開

### 【事業概要】

- 兵庫県篠山市を拠点に古民家の再生・活用を起点とした地域づくりを展開
  - <文化財を生かした広域観光圏の形成のための取組：Opera>
    - ・ 行政・金融機関・民間企業が連携する「地域資産活用協議会 Opera」の事務局として、地域の再生に取り組む各団体への中間支援
  - <地域をひとつのホテルに見立てた取組：NIPPONIA>
    - ・ 古民家等の文化財群を「ひとつのホテル」として面的に再生・活用することを独自に構想
    - ・ 資金のほぼ全額を民間資金(観光活性化マザーファンド等)で「篠山城下町ホテルNIPPONIA」を開業
  - <限界集落を再生した取組：集落丸山>
    - ・ 丸山地区の住民で構成するNPO法人集落丸山と(一社)ノオトで結成した「有限責任事業組合丸山プロジェクト」により「古民家の宿 集落丸山」を整備・運営
  - <文化財の持続的な活用>
    - ・ 地元のヘリテージマネージャーと連携した改修等
  - <歴史的資源活用の地域連携協定>
    - ・ 佐原(千葉県香取市)、湯河原(神奈川県湯河原町)、湯浅(和歌山県湯浅町)、有田(和歌山県有田市)など

### 【効果】

- これまで活用されていなかった文化財の面的な活用
  - ・ 約70棟の古民家を宿泊施設や店舗等として面的に再生・活用
- 雇用と内発型産業の創出による若者の地方回帰
  - ・ 篠山城下町地区の空き家活用の事例では19事業、49名の雇用(うち24名が移住)を創出(平成28年4月1日現在)
- 耕作放棄地の解消
- 里山の再生
- 観光客と移住者の増加

### 地域資産活用協議会

#### <地域づくり戦略>

【歴史地区の再生】  
 ・内発型産業(建築、食、観光等)の創出  
 ・Uターン促進、創造人材の育成  
 ・豊かな「暮らし」の実現  
 ・多様な文化クラスターと国際的な広域観光圏の形成

【NIPPONIA】  
 ①「歴史建築」に宿泊し、  
 ②地域の「食」を味わい、  
 ③地域の「暮らし」を体感する  
 ツーリズム事業を展開

<実績>  
 ・集落丸山(篠山市)  
 ・篠山城下町(篠山市)  
 ・旧木村酒造場EN(朝来市)  
 ・豊岡1925(豊岡市)  
 ・大塚大杉(豊交市) など



地域資産活用協議会 Opera  
 (出典：文化財分科会企画調査会(第4回)ノオト資料)



歴史文化遺産の面的な保存・活用  
 (出典：文化財分科会企画調査会(第4回)ノオト資料)



古民家の宿泊施設への改修  
 (篠山城下町ホテルNIPPONIA)  
 (出典：NIPPONIA HP等)

## (2) 個々の文化財の確実な 継承に向けた保存活用制度の見直し



## 個別の文化財の保存活用計画①

○ 国指定等文化財の所有者・管理団体等は**保存活用計画を作成し国の認定を申請できる。**

【重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物にも同様に保存活用計画作成を導入】

«文化審議会答申（抜粋）»

**個々の文化財について、保存・活用の考え方を明確化し、その確実な継承を図る**ため、現在も国が指定する重要文化財建造物や史跡名勝天然記念物で作成を推奨している「保存活用計画」の作成を一層促進することが必要である。このため、**保存活用計画を制度上明確に位置付け、国による計画の認定や地方公共団体による計画作成への支援等を明確にした上で、所有者等の主体的・計画的な取組を推進することが必要である。**

保存活用計画作成による効果としては、**保存・活用の考え方や所有者等が主体的に取り組む範囲が明確となること、文化財の保存・管理の的確性が向上し、必要な諸手続などが分かりやすくなること、保存・活用のために必要な事項等が所有者等のみならず地域・行政にとっても目に見える形となり、支援強化が期待できることなどが考えられる。**

○改正法（新設）

（重要文化財保存活用計画の認定）

第53条の2 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財の保存及び活用に関する計画（以下「重要文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 重要文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該重要文化財の名称及び所在の場所
- 二 当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 （略）

※重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物についても、同様に保存活用計画に関する規定を新設

# (参考) 先行的に実施している取組状況

企画調査会配布参考資料より

類型	名称	策定根拠	策定効果	策定主体	策定方法	記載事項	策定件数/指定件数 (H30.4.1現在)
重要文化財 (建造物)	保存活用計画	重要文化財(建造物)保存活用計画の策定について (平成11年3月24日庁保建第164号文化庁文化財保護部長通知)	計画に基づく活用整備事業に対して国庫補助	所有者・管理責任者・管理団体	・所有者等が都道府県・市町村教委の指導・助言を得て策定(必要に応じて文化庁に協議。また所有者等の依頼により市町村教委が代行可) ・策定後、文化庁が内容を確認	・保存管理計画(建造物の保護の方針等) ・環境保全計画(周囲の土地や指定以外の建造物の保全の方針等) ・防災計画 ・活用計画(※居住・業務等の日常利用で屋内公開困難の場合は省略可) ・保護に係る諸手続(各計画に基づく行為に関し法令上必要な届出・許可の手続)等	127/2,480
史跡名勝天然記念物	保存活用計画	史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書 (H27.3文化庁文化財部記念物課)	計画に基づく活用整備事業に対して国庫補助	地方公共団体・所有者・管理団体	地方公共団体等が文化庁、都道府県・市町村教委の指導・助言を得て作成。	・策定の沿革・目的 ・史跡等の概要、本質的価値 ・現状・課題 ・大綱・基本方針 ・保存(保存管理) ・活用 ・整備 ・運営・体制の整備 ・施策の実施計画の策定・実施 ・経過観察等	(史) 525/1,805 (名) 116/410 (天) 56/1,027
	管理のための計画	文化財保護法施行令第5条第4項第1号ヲ	計画に基づき文化庁が指定した区域内の現状変更の権限委譲	都道府県または市の教育委員会	地方公共団体が文化庁、都道府県・市町村教委の指導・助言を得て作成。	・史跡等の別及び名称 ・指定年月日 ・史跡等の所在地 ・管理計画を定めた教育委員会 ・史跡等の管理の状況 ・史跡等の管理に関する基本方針 ・史跡等の現状変更等の許可の基準及びその適用区域等	(史) 5/1,805 (名) 7/410 (天) 3/1,027 (うち1件は名勝及び天然記念物、1件は史跡及び天然記念物)
重要伝統的建造物群保存地区	保存計画	重要伝統的建造物群保存地区の選定に関する規則 第1条第6項 ※計画策定が選定申出の前提	選定申出に必要	市町村教育委員会	・市町村教委が策定・告示 ・選定申出の際に文化庁へ提出	・保存地区の保存に関する基本計画 ・伝統的建造物及び環境物件の決定 ・地区内建造物の保存整備計画 ・助成措置等 ・管理施設・設備・環境の整備計画等	117/117
重要文化的景観	保存計画	重要文化的景観選定及び届出等に関する規則 第1条第1項第1号 ※計画策定が選定申出の前提	選定申出に必要	都道府県・市町村	・都道府県・市町村が策定 ・選定申出の際に文化庁へ提出	・位置及び範囲 ・保存に関する基本方針 ・保存に配慮した土地利用 ・整備 ・保存に必要な体制 ・重要な構成要素等	61/61

※美術工芸品、民俗文化財、無形文化財は統一的な計画は策定していない。

# 保存活用計画によって文化財の保存・活用が円滑化

国が認定した保存活用計画（所有者が作成）により  
**計画的取組**の促進と中長期的な視点から必要となる措置の**見える化**



- 当時の状況が分かりにくく、住民の理解促進のためには工夫が必要
- 保存・活用する際は国等の許可が個別に必要  
諸手続きに時間を要する



- 遺構の状況に応じ、計画に記載された保存・活用の取組が迅速に進むよう、手続きを弾力化
- 当時の状況の可視化（見える化）など十分な理解促進

## 個別の文化財の保存活用計画②（計画記載事項）

○保存活用計画の記載事項は、文化財類型ごとに法に定められており、詳細は指針に記載

### <指針（案）における保存活用計画の記載事項>

**【重要文化財（建造物）の例】** ※他の種類の記載事項は指針を参照

（基本的な事項）

- ・当該重要文化財の名称・所在地等
- ・当該重要文化財の所有者・管理団体等
- ・保存活用計画の対象とする区域
- ・当該重要文化財の概要・価値等

（保存及び活用のために行う具体的な措置の内容）

- ・保存の現状と課題
- ・活用の現状と課題
- ・保存管理に関する事項
- ・環境保全に関する事項
- ・防災・防犯に関する事項
- ・活用に関する事項
- ・保護に関する諸手続

（計画期間）

概ね5～10年程度の期間を設定

（必要に応じて任意で定めることができる事項）

- ・現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）に関する事項
- ・修理に関する事項

## 個別の文化財の保存活用計画③（認定基準）

○保存活用計画の認定基準は、文化財類型ごとに法に定められており、詳細は指針に記載

※今後変更の可能性がある。

### 【全類型共通の基準】

#### （保存活用計画の実施が当該文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること）

- ・当該文化財の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置が盛り込まれていること
- ・それらが当該文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説明されていること

#### （円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること）

- ・措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
- ・措置の実施スケジュールが明確であること

#### （大綱又は認定地域計画が定められているときは、これらに照らして適切なものであること）

- ・大綱又は認定地域計画が定められている場合、当該保存活用計画の内容が当該大綱又は認定地域計画と整合性のとれたものとなっていること

## 個別の文化財の保存活用計画③（認定基準）

### 【類型ごとの任意記載事項に関する基準】

**（現状変更等に関する事項が記載されている場合には、その内容が文部科学省令で定める基準に適合するものであること）** 【重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物】

- ・現状変更等の内容及び実施方法が明らかであること
- ・現状変更等により当該文化財が滅失・毀損等するおそれがないこと
- ・現状変更等により当該文化財の価値を著しく減じるおそれがないこと 等

**（修理に関する事項が記載されている場合には、その内容が文部科学省令で定める基準に適合するものであること）** 【重要文化財】

- ・修理の内容及び実施方法が明らかであること
- ・当該修理により当該文化財が滅失・毀損するおそれがないこと
- ・当該修理により当該文化財の価値を著しく減じるおそれがないこと 等

**（当該重要文化財の公開を目的とする寄託契約に関する事項が記載されている場合には、その内容が文部科学省令で定める基準に適合するものであること）** 【重要文化財（美術工芸品）、登録有形文化財（美術工芸品）】

- ・寄託契約に当該文化財を寄託先美術館・博物館で公開する旨の定めがあること
- ・寄託契約が5年以上の期間にわたって有効な契約であること
- ・寄託契約に当事者が解約の申し入れをすることができない旨の定めがあること 等

## 個別の文化財の保存活用計画④（計画の作成、変更の認定）

### （計画の作成）

- 所有者・管理団体等は、地方公共団体の文化財担当部局や、文化財の専門家など有識者の意見を聴いたり、相談しながら作成することが考えられる
- 所有者等による作成が困難な場合には、依頼を受けて地方公共団体が作成を支援することも考えられるが、あくまで保存活用計画の作成主体は所有者等であることに留意が必要
- 従来、予算措置として作成されてきた重要文化財（建造物）や史跡名勝天然記念物の保存活用（管理）計画は、法令や指針が求める内容を盛り込んだ上で、法定の保存活用計画に移行して認定申請を行うことが可能

### （変更の認定）

- 認定を受けた保存活用計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、文化庁長官による変更の認定が必要
- 軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。（詳細は指針に記載。今後変更の可能性がある）
  - 文化財の所有者又は所在の場所の変更
  - 計画期間の変更
  - 文化財の現状変更等に関する変更
  - 文化財の修理に関する変更
  - 美術工芸品の公開を目的とする寄託契約に関する変更
  - 文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更
- 認定保存活用計画の計画期間が終了する際、保存活用計画の継続を希望する場合には、内容の見直しを行った上で、あらためて認定申請を行うことが必要
- 認定基準に適合しなくなった認定保存活用計画は、文化庁から指導・助言を行いつつ状況の是正を図った上で、それでも改善が図られない場合には認定の取消しを行うことがある

## 個別の文化財の保存活用計画⑤（認定効果その1）

### ① 現状変更等に係る手続の弾力化

- ・ 通常、国指定等文化財の現状変更等には、その都度、国の許可等が必要だが、**認定保存活用計画に記載された行為は、許可を事後の届出とするなど手続を弾力化**
- ・ 特例の適用を希望する場合は、保存活用計画において現状変更等又は修理の内容を具体的に記載し、必要な書類を添付して申請を行う（詳細は指針に記載）

#### 「文化審議会答申」

##### （オ）認定計画に基づく取組に関する法制上の措置

文化財保護法では有形の文化財について、特定の行為への制限を設け、当該行為については個別に許可・届出を要することとしている。文化財の修理・整備時や文化財の普及啓発を行う際に、このような各種制限との関係が生じ得るため、保存活用計画に記載される事項の中には各種手続を要するものが含まれる場合が多く想定される。

計画の認定プロセスにおいて国はその内容の適切性を確認することとなるため、**計画の中で、今後の保存・活用の方針の記載にとどまらず、予定される行為について、具体的に、行為の内容や区域・区分等が特定されて記載されている場合、当該行為については、計画認定後に個別に要することとしている諸手続を弾力化することが適当である。**

##### ○改正法（手続きの弾力化関係）※納税猶予に係る特例は、「租税特別措置法」において規定

###### （現状変更等の許可の特例）

第53条の4 第53条の2第3項第1号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この款及び第153条第2項第6号において同じ。）を受けた場合において、当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第43条第1項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

###### （修理の届出の特例）

第53条の5 第53条の2第3項第2号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定を受けた場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第43条の2第1項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

## 個別の文化財の保存活用計画⑤（認定効果その1）

### ○現状変更及び保存に影響を及ぼす行為に係る許可等について

	通常の手続き	計画に具体的に記載された行為について 当該計画が認定を受けた場合の特例
重要文化財	文化庁長官の許可	文化庁長官への 事後の届出
重要有形民俗文化財	文化庁長官への事前の届出	
史跡名勝天然記念物	文化庁長官の許可	

### ○現状変更に係る事前の届出について

	通常の手続き	計画に具体的に記載された行為について 当該計画が認定を受けた場合の特例
登録有形文化財	文化庁長官への事前の届出	文化庁長官への 事後の届出
登録有形民俗文化財		
登録記念物		

※行為の内容等が計画において特定されることが必要

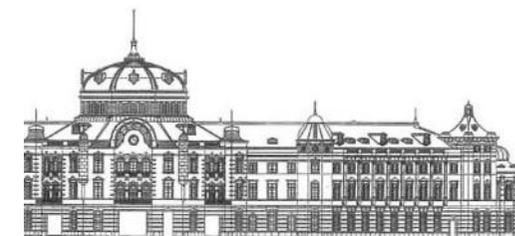
# 計画認定による制度上の効果のイメージ【重要文化財（建造物）】



正面側

①  
エレベーター  
を設置するた  
めに壁等の一  
部撤去

②  
外壁の一部  
を修理する



正面側



背面側

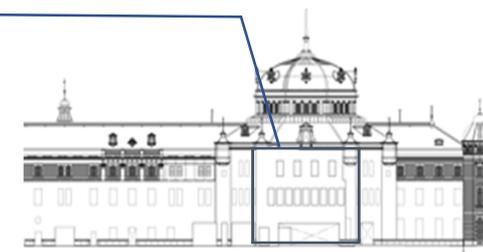


二階平面図

※例示のための図面であり、実際の計画とは異なる



背面側



背面側 北ドーム外壁の後退

図面提供：東日本旅客鉄道株式会社

## 計画において現状変更等の具体的な行為を記載し計画が認定された場合

① 予め現状変更等の内容を計画に記載し、計画の認定を受ければ、その後の手続きは**許可ではなく届出に代える**

具  
体  
例

**保存活用計画でエレベータ設置のため一部スラブや壁を撤去する旨と、具体的な内容を記載**

- <計画とは別に添付書類も必要とする>
- 設計仕様書及び設計図（基本設計図書）
  - 写真・見取り図
  - 所有者等の承諾書

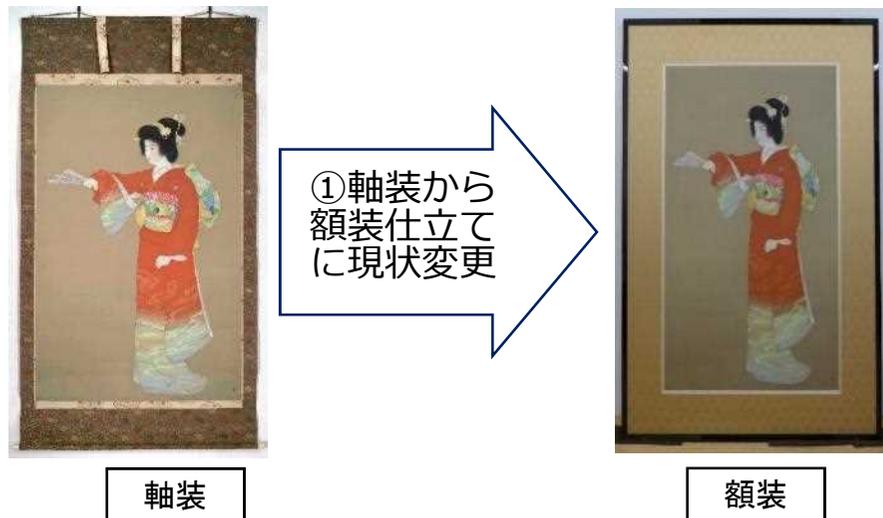
② 予め修理の内容を計画に記載し、計画の認定を受ければ、その後の手続きは**事前届出ではなく事後届出に代える**

具  
体  
例

**保存活用計画で、外壁の一部を修理する旨と、具体的な内容を記載**

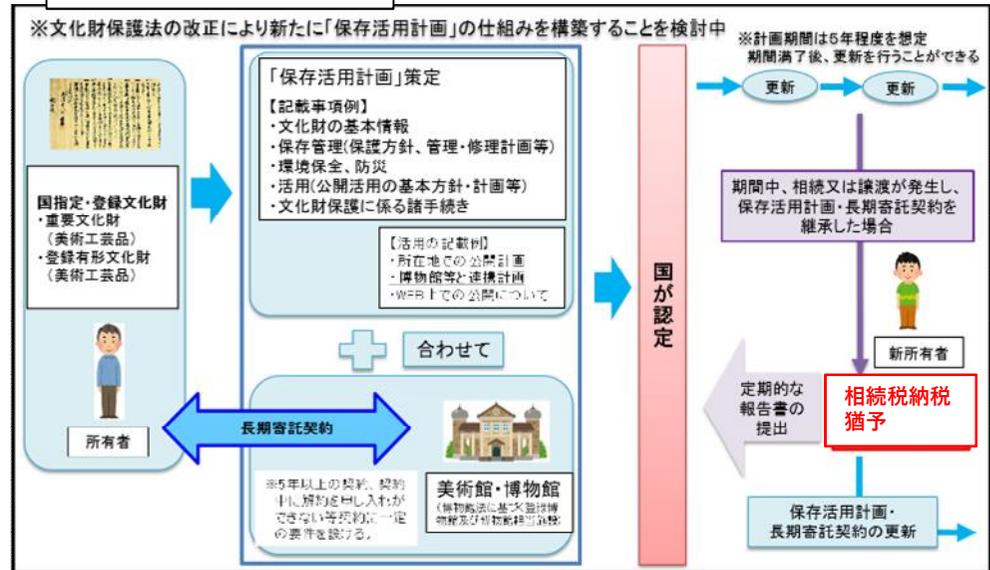
- <計画とは別に添付書類も必要とする>
- 設計仕様書及び設計図（基本設計図書）
  - 写真・見取り図
  - 所有者等の承諾書

# 計画認定による制度上の効果のイメージ【重要文化財（美術工芸品）】



※例示であり、実際の計画とは異なる

## ②相続税納税猶予



## 計画において現状変更等の具体的行為を記載し計画が認定された場合

① 予め現状変更等の内容を計画に記載し、計画の認定を受ければ、その後の手続きは許可ではなく、届出に代える

具  
体  
例

### 保存活用計画に軸装から額装仕立てに変更する旨とその詳細な内容を記載

- <計画とは別に添付書類も必要とする>
- 現状変更に関わる仕様書
- 現状変更しようとする箇所の写真 等

② 美術館等と美術工芸品の長期寄託契約を締結し、公開寄託契約等の内容を記載した計画が認定を受け、計画のとおり公開した場合には、当該美術工芸品に係る相続税の一部について、計画期間内に限り納税猶予となる

具  
体  
例

- ・ 所有者（被相続人）が重要文化財の絵画を美術館と長期寄託契約を締結し、当該美術館にて公開
- ・ 保存活用計画で、その旨と契約についての詳細な内容を計画に記載
- ・ 新所有者（相続人）の相続税の納税が一部猶予される

## 計画認定による制度上の効果のイメージ【史跡名勝天然記念物】

### 史跡のイメージ



保存活用計画に史跡等の区域内の道路上における交通標識等の設置について記載

※例示であり、実際の計画とは異なる

### 計画において将来現状変更等が行われる具体的な行為と区域を特定

予め現状変更等の内容を計画に記載し、計画の認定を受ければ、その後の手続きは許可ではなく、**届出に代える**

具  
体  
例

#### 保存活用計画に史跡等の区域内における道路上の交通標識の設置について記載

＜文化庁が認定に当たって確認を要する主な事項＞

- 指定文化財に与える影響が軽微であること
- 行為の実施主体、行為の行われる場所、行為の態様、行為の及ぶ範囲・期間が明確であって、行為が特定可能（ある程度定型的なもの）であること等

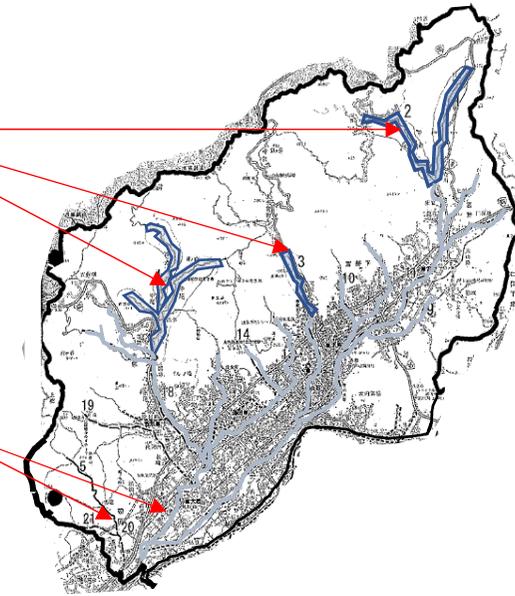
# 計画認定による制度上の効果のイメージ【天然記念物】

## 天然記念物のイメージ

指定区域の現状に物理的・作為的変更を加える行為は現状変更にあたる  
→河川等に生息する動物等の天然記念物に対する物理的な変更行為（移動、捕獲、飼育等）や、生息地周辺の工事等には都度許可が必要

生息域のうち特に重要な場所における現状変更等は、原則行わない

文化財としての価値を減じることなく行われる現状変更等は、あらかじめ計画に記載し国の認定を経た場合は手続きを弾力化



## 計画において将来現状変更等が行われる具体的な行為と区域を特定

計画の中で将来、現状変更等が行われる具体的な行為と区域が特定され、当該計画が国の認定を受けた場合、天然記念物の移動、捕獲、飼育等のうち文化財としての価値を減じることとはならないことが経験則上明らか場合は**計画の認定を持って許可申請は不要とし届出に代える**

具  
体  
例

保存活用計画に保護増殖の結果として飼育・繁殖できた個体を教育上の必要性から一時捕獲することを記載

（行為の具体的な内容も特定）

<文化庁が認定に当たって確認を要する主な事項>

- 指定文化財に与える影響が軽微であること
- 行為の実施主体、行為の行われる場所、行為の態様、行為の及ぶ範囲・期間が明確であって、行為が特定可能（ある程度定型的なもの）であること等

## 個別の文化財の保存活用計画⑤（認定効果その2）

### ②美術工芸品に係る相続税の納税猶予

- ・個人が、改正法に基づく**保存活用計画を策定し、国による認定を受け、美術館等に寄託・公開された国宝・重要文化財・登録有形文化財の美術工芸品**について、相続税の納税猶予の特例を創設。

#### 【概要】

個人が、**美術館**（※1）と特定美術品（※2）の**長期寄託契約を締結**し、文化財保護法に規定する**保存活用計画の文化庁長官の認定**を受け、その美術館（以下「寄託先美術館」という。）にその特定美術品を寄託した場合において、その者が死亡し、その特定美術品を相続又は遺贈により取得した者（以下「**寄託相続人**」という。）が**その長期寄託契約及び保存活用計画に基づき寄託を継続した**ときは、担保の提供を条件に、その寄託相続人が納付すべき相続税額のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する**相続税の納税を猶予**する。

※1 博物館法に規定する博物館又は博物館相当施設のうち、美術品の公開及び保管を行うもの

※2 国宝・重要文化財、登録有形文化財の美術工芸品

#### 【猶予税額の免除】

- ・寄託相続人が死亡した場合
- ・寄託先美術館に対するその特定美術品の寄贈した場合
- ・自然災害によるその特定美術品の滅失があった場合

#### 【猶予税額の納付】

以下の場合には、猶予税額及び法定申告期限からの期間に係る利子税を納付する。

- ・特定美術品の譲渡等をした場合
- ・特定美術品が滅失、紛失等をした場合
- ・長期寄託契約の終了、保存活用計画の期間満了後、新たに認定を受けなかった場合
- ・重要文化財の指定解除、登録有形文化財の登録抹消、保存活用計画の認定取消しの場合
- ・寄託先美術館が廃止された場合（新たな寄託先美術館に寄託した場合を除く。）

#### 【その他】

寄託相続人は、3年毎に、継続届出書に寄託先美術館の発行する証明書を添付して、寄託相続人の納税地の所轄税務署長に提出する 等



## 個別の文化財の保存活用計画⑥（策定等支援）

### ○ポイント

- ・ 財政措置について、先行的に実施している建造物・記念物に関しては既に補助事業あり
- ・ 平成30年度より先行して特別交付税措置が創設

### ○先行的に実施している**保存活用計画の策定支援**（参考）

- ・ 重要文化財（建造物）→ 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業  
（旧：文化財建造物等を活用した地域活性化事業）（平成30年度予算・444百万円）
- ・ 史跡名勝天然記念物 → 史跡等保存活用計画等策定事業（平成30年度予算：100百万円）

### ○新たに創設された**特別交付税措置**

- ・ 文化財の保存活用計画を策定し、当該計画に基づき実施する活用事業（国庫補助事業、地方単独事業）に要する経費（ソフト事業）について、新たに特別交付税措置。

平成30年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

総務省自治財政局財政課事務連絡（平成30年1月25日）（別紙）

#### 第3 予算編成上の留意事項

27 通常国会に提出される予定である「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」に基づき、地域における文化財の保存を図りつつ、観光資源等としての積極的な活用を推進するため、地方公共団体が行う文化財の保存・活用に要する経費について、地方財政措置を講じることとしている。

# 地方財政措置の拡充

平成30年度新設。ぜひ積極的にご活用ください。

## 保存活用計画に基づくソフト事業への特別交付税措置

※詳細は「補足：地方財政措置の拡充について」の頁、本資料末尾の事務連絡をご参照ください

### 【対象】

- 自治体が自ら実施する事業や所有者等への支援事業に対して新たに特別交付税措置（要した額の50%）
- **対象となる計画**
  - 建造物・記念物等で作成を推奨してきた保存活用計画、重要伝統的建造物群保存地区及び重要文化的景観における「保存計画」に位置づけられている活用事業、また「保存活用計画」という名称ではないがこれと同様の要素を含む計画等に基づく事業
- **対象となるソフト事業の例**
  - 文化財等の公開（公開の際の安全確保や公開環境整備等を含む）
  - 情報発信（ホームページ・映像・SNS・パンフレット・レプリカ・模写模造・VR・AR・デジタルアーカイブ・解説板等の作成管理、周遊ルートの設定及び周辺文化財との一体的な発信、展示解説等のユニバーサルデザイン化等を含む）
  - 多言語化（翻訳、ネイティブチェック、ネイティブライターによるコンテンツ作成等を含む）
  - 普及啓発（発表会、展覧会、体験教室、ワークショップ、シンポジウムの実施等を含む）
  - 外部人材の活用（保存活用計画の推進や魅力発信、文化財の巡視等を行う専門人材に係る報償費や委託費等を含む）
  - 人材育成（ボランティア、ガイド、学芸員、ヘリテージマネージャー等の研修・育成等を含む）

### 【手続】

- 文化庁が毎年実施する「地方における文化行政の状況について」調査により支出した額を把握（平成30年度は6月に調査票を発出、8月8日文化庁提出締切り）

# 管理責任者制度の見直し

## ○ポイント

- ・所有者に代わり文化財を保存・活用する管理責任者について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る。

## ○改正法（下線部が改正部分）

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第31条（略）

- 2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第187条第1項第1号において「管理責任者」という。）に選任することができる。

## 《文化審議会答申》

イ. 所有者と共に文化財の保存・活用を担う主体の位置付け

管理責任者制度について、現行制度のような限定的な場面でのみ活用するのではなく、当該文化財の保存や活用に関し所有者を積極的にサポートするという役割を持たせるなど、より使いやすく実効性のある制度とすることが必要である。

「特別な事情があるとき」に選任できるとしている管理責任者について、必要があるときに選任できるように要件を拡充する。



## (参考) 管理責任者に関する現行の制度

### 1. 文化財の保存・管理の主体についての概要

- 文化財保護法上の文化財の管理義務は、基本的には所有者が有する。
- 所有者は、特別の事情があるときは「管理責任者」を置くことができる。
  - ※管理責任者を置くことができる類型は、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物。
  - ※記念物に関しては所有者が多数に渡る広範囲の指定があり得ることから、重文とは異なり管理団体による管理を原則とし、管理団体がない場合に所有者が、所有者が管理責任者を選任した場合には当該管理責任者が管理・復旧を行う。

### 2. 現行法上の管理責任者

- 所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつぱら自己に代わり当該文化財の管理の責に任ずべきものを選任することができる（重要文化財：法第31条、記念物：法第119条）
- つまり、管理責任者は、所有者に代わって文化財の管理を行う主体。

「特別な事情があるとき」…所有者が海外に一定期間滞在する場合や、所在地を離れて居住していてその管理義務を充分には果たせない場合等

「適当な者」・・・現在は運用上、自然人に限定しているが、今後は団体も可に。

※管理責任者は「管理団体」とは異なる仕組み

**管理団体**：所有者が判明しない場合又は所有者もしくは管理責任者による管理が著しく困難もしくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他法人を指定して、当該文化財の保存のため必要な管理を行わせることができる。（重要文化財：法第32条の2、記念物：法第113条）

### (3) 地方における文化財保護行政の 推進力強化



# 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し①現行制度

## ○現行制度

- ・現状、地方公共団体における文化財保護に関する事務については、**教育委員会が管理・執行**することとなっている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条）。
- ・ただし、教育委員会と首長の協議により教育委員会が所管する**事務の一部**を首長部局に**委任**もしくは**補助執行**させることができることとなっている（地方自治法第180条の7）

## ○データ

(1) 文化財保護に関する事務について、首長部局への事務委任・補助執行を行っている教育委員会の数と割合

### <事務委任>

- ・都道府県 : 1箇所 (2.1%)
- ・政令指定都市 : 1箇所 (5%)
- ・中核市 : 2箇所 (4.2%)
- ・その他市区町村 : 12箇所 (0.7%)

### <補助執行>

- ・都道府県 : 3箇所 (6.4%)
- ・政令指定都市 : 11箇所 (55%)
- ・中核市 : 12箇所 (25%)
- ・その他市区町村 : 69箇所 (4.1%)

※主な業務は教育委員会に置き、一部の事務（予算、人事等）のみ事務委任・補助執行している場合と、文化財の指定等の重要業務を教育委員会として他の業務は首長部局のもとに文化財担当部局を設けて実施している場合とがある。

(2) 教育委員会以外で事務を行っている地方公共団体において、文化財保護担当が置かれている部局の傾向（組織上、文化財保護所管課が教育委員会以外に置かれている自治体について、部局名をもとに文化庁にて推計）

- ・文化振興関係部局：約8割（例えば「市民文化部、文化スポーツ部」など）
- ・景観・まちづくり関係部局：約1割（例えば「まちづくり推進部、都市整備部など）
- ・生涯学習その他：約1割（例えば「市民生活部」など）

<教育委員会以外で文化財保護に係る事務を執行・管理している理由（アンケート結果）>

- ・知事部局が所管する施設（総合文化センター）と教育委員会が所管する施設（博物館・美術館・図書館等）を一体的に担当することで、文化芸術活動や生涯学習活動を行う県民サービスの向上、地域文化の発展と向上につなげるため。
- ・文化資源活用に係る行政施策と研究や展示機能との連携を強化するとともに、多面的な研究の推進、博物館・美術館が有する資料や情報の一層の活用を図るため、知事部局へ移管
- ・町並保存を核としてまちづくりに取り組む中で、当初は町長部局の企画部門が担当し、その後、現在の町並・地域振興課を立ち上げた。伝建地区や重文のほとんどは町並保存地域内に存在していることから、当該事務の処理も含め、事業に当たっている。等

## 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し②経緯等

### <制度改正への要望>

- ・ 平成29年度地方分権改革に係る提案募集において、複数の自治体から事務の選択性を可能とするよう制度改正を求める提案がなされた。  
(提案自治体：鳥取県、山口県、徳島県、大分県、追加共同提案：鹿児島県、徳島市、ひたちなか市)
- ・ 文化審議会における自治体へのヒアリングにおいても同様の要望があった。
- ・ 地方自治法上の事務委任・補助執行の課題として、教育委員会と首長部局にまたがるため、指揮系統の複雑化や事務が増加することなどが挙げられている。

### <これまでの議論>

「今後の文化財保護行政の在り方について」

平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告

⇒どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の四つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」とされ、四つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」と整理

文化審議会・中央教育審議会  
双方で検討を実施

## IV. 地方文化財行政の推進力強化 2. 地方文化財保護行政の所管

今後、都道府県や市町村が地域に所在する文化財に関して計画的な取組を進めていくなど、地方文化財行政を更に強化していくに当たり、**芸術文化分野を含む文化行政全体としての一体性を確保**したり、**景観・まちづくり行政、観光行政など他の行政分野も視野に入れ総合的・一体的な取組を可能としたりすることが重要**となると考えられる。

文化財保護の所管に関しては、これまでも教育委員会制度全体の見直しの中で議論があったところであり、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」で整理されたとおり、**文化財保護に関する事務の管理・執行において担保すべき観点（文化財保護に関する事務に係る専門的・技術的判断の確保等の四つの要請（※））を十分に勘案することが必要**である。このことを踏まえ、**今後とも、文化財保護に関する事務を教育委員会が所管することを基本とすべき**である。

※四つの要請：平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の四つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」とされ、四つの要請として、「**専門的・技術的判断の確保**」「**政治的中立性、継続性・安定性の確保**」「**開発行為との均衡**」「**学校教育や社会教育との連携**」を挙げており、これらの要請に対応できるような仕組みを検討することが必要である。

## 文化審議会答申（続き）

しかしながら、文化行政全体としての一体性や、景観・まちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、各地方公共団体が文化財保護に関する事務をより一層充実させるために必要かつ効果的と考える場合は、**四つの要請に対応できるよう各地方公共団体において環境を整備しつつ、条例により、首長部局において文化財保護に関する事務を執行・管理することを可能とする仕組みとすべき**と考えられる。

これによって、文化財の保存と活用の両面から取組が一層進めやすくなると考えられるが、活用面の取組が文化財の本質的価値の毀損に至らないよう、文化財保護に関する事務の執行・管理に当たっては、一段と深く留意することが必要である。このため、**事務を首長部局に移管することとする場合には、四つの要請に対応するための環境の整備として、現在は任意で地方公共団体に設置できるとされている地方文化財保護審議会に関して、文化財に関して優れた識見を有する者により構成されることとし、必ず置くものとするを制度上も明確にする必要**がある。

加えて、文化財担当部局への**専門的な知見を持つ職員の配置の促進**や、配置された職員の**専門性向上のための研修等の充実**、**コンプライアンスの徹底**、文化財行政に係る**透明性の向上**、**学校教育・社会教育担当部局との日頃からの緊密な連携・協力関係の構築**等が強く求められ、**これらに総合的に取り組むことにより、四つの要請に適切に対応することが必要**である。

## 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し③改正内容

- ・地方公共団体における**文化財保護の事務は**、教育委員会の所管とされているが、**条例により、地方公共団体の長が担当できる**こととする（地教行法の改正）。
- ・その場合、**地方文化財保護審議会を必ず置く**ものとする。（文化財保護法）
- ・地方文化財保護審議会については「**文化財に関して優れた識見を有する者により構成**される」ことを法律上も明記

### ○改正法（下線部が改正箇所）

#### 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

（職務権限の特例）

第23条 前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 二 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 三 文化財の保護に関すること。

2（略）

#### 【文化財保護法】

（地方文化財保護審議会）

第190条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

3・4（略）

# 地方文化財保護審議会の設置状況

## ○ポイント

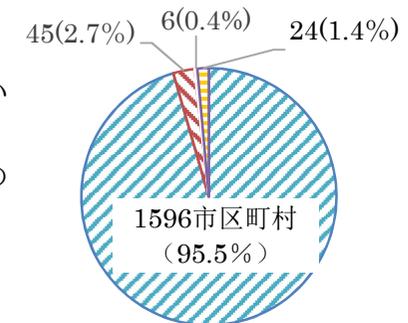
- ・ 地方文化財保護審議会等の設置状況は約95%

## <地方文化財保護審議会の設置状況>

- ・ 地方文化財保護審議会等の会議体を設置している割合（平成29年9月現在）
  - 都道府県、指定都市、中核市 : 100%
  - 一般市、特別区、町、村 : 95.5%

市区町村(指定都市、中核市除く)

- 設置している
- 設置の必要性がないため条例が未制定
- 合議体でなく個別の専門家等へ委嘱等
- その他



(「その他」の例)

- ・ 現在、設置を検討中
- ・ 対象となる文化財がない 等

## <四つの要請>

- ・ 専門的な知見を持つ職員の配置  
→ 地方財政措置、文化財保護指導委員の活用など
- ・ 職員の専門性向上のための研修等の充実  
→ 国・都道府県レベルの研修会、国の公開活用センター（H30設置予定）の活用等
- ・ コンプライアンスの徹底  
→ 文化財保護条例・規則に基づく執行など
- ・ 文化財行政に係る透明性の向上  
→ 適切な情報公開や公聴会など
- ・ 学校教育・社会教育担当部局との日頃からの緊密な連携・協力関係の構築  
→ 担当職員が教委・首長部局を兼務／両部局が情報交換する会議の定期的な開催など

# 文化財保護指導委員①

## ○ポイント

- ・文化財の巡視や所有者への助言等を行う非常勤の**文化財保護指導委員**
- ・現在は、都道府県に置くことができる規定を、**市町村にも置くことができる**こととする

## ○改正法（下線が改正箇所）

（文化財保護指導委員）

第191条 都道府県及び市町村の教育委員会（当該都道府県及び市町村が特定地方公共団体である場合には、当該特定地方公共団体）に、文化財保護指導委員を置くことができる。

- 2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。
- 3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

## 《文化審議会答申》

### IV. 地方文化財行政の推進力強化

#### 1. 地方公共団体の文化財に係る体制の充実

また、都道府県教育委員会に置くことができる「文化財保護指導委員」（文化財保護法第191条）については、配置の対象を市町村にも拡大したり、適切な保存・活用のために、より専門性を重視した選任としたり、一層積極的な役割を担う運用を行ったりすることなどが考えられる。

## 文化財保護指導委員②

### ○ポイント

- ・文化財保護指導委員は**都道府県には平均35人配置**され、多くは専門的人材。
- ・文化財行政を支えており、既に任意で配置している市町村もあります。

### <配置数>

- ・指導委員を配置している都道府県の割合：85.1%
- ・配置している場合の委員数の全国平均：35.5人/県
- ・類似する職員を配置している市町村もある（政令市の35.5%、中核市の18.8%が配置）



天然記念物「飛島ウミネコ繁殖地」巡視  
(山形県提供)

### <担っている業務>

- ・文化財の巡視
- ・所有者への指導・助言
- ・指定候補物件の調査
- ・教育委員会による文化財公開事業への協力 等

### <配置の効果>

- ・文化財の破損等を迅速に発見
- ・地域ごとにきめ細かい現状確認ができる
- ・所有者の相談・質問を把握する機会が多い
- ・知見・経験を活かした助言等が可能 等

### <委員の属性>

- ・教員（歴史、生物、地理等）、大学教授、ヘリテージマネージャ、教委OB、大工等の技術者・施工業者等が指導委員になることが多い。

## (4) 罰則の見直し

### ○ポイント

- ・近年の文化財への毀損事案の多発等を踏まえた**損壊等に係る罰金の引き上げ**  
重要文化財・史跡名勝天然記念物の損壊等：30万円→100万円以下の罰金 等
- ・**保存活用計画に関する報告義務違反**や**虚偽の届出**等を**過料の対象**に追加

### ○改正法 (下線が改正箇所)

第195条 重要文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。(←30万円)

2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、2年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金若しくは科料に処する。(←20万円)

第196条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。(←50万円)

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、2年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金若しくは科料に処する。(←20万円)

第197条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。(←20万円)

一～二 (略) ※重要文化財・史跡名勝天然記念物への無許可の現状変更等

第198条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。(←10万円)

一～三 (略) ※文化庁長官による国宝等の修理等の拒否・妨害等

第202条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

※第5号の対象に認定保存活用計画の実施状況に関する報告義務違反、虚偽の報告を追加

第203条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

※第2号の対象に認定保存活用計画に係る届出義務違反、虚偽の届出を追加

補足：地方財政措置の拡充について



## 文化財の保存・活用に係る地方財政措置について

- 「文化経済戦略」(平成29年12月27日内閣官房・文化庁策定)や「文化財保護法」の改正(通常国会提出予定)などを踏まえ、文化財の積極的な保存・活用を推進するため、平成30年度から、保存・活用に要する経費に対する地方財政措置を拡充。
  - ① 文化財の保存・活用に係る国庫補助事業(ハード事業)の地方負担について、一般補助施設整備等事業債の対象とし、元利償還金に対する交付税措置を拡充(充当率90%、交付税措置率30%)。
  - ② 文化財の保存活用計画を策定し、当該計画に基づき実施する活用事業(国庫補助事業、地方単独事業)に要する経費(ソフト事業)について、新たに特別交付税措置。

### <文化財の保存・活用に係る地方財政措置>

区分	保存		活用	
	ハード事業	ソフト事業	ハード事業	ソフト事業
		史跡・建造物の購入、保管施設の整備等	修理・維持補修等	ガイダンス施設、トイレ、駐車場整備等
<b>国庫補助事業</b> (補助率 原則 1/2)	一般補助施設整備等事業債【H30拡充】 (充当率90%、交付税措置率30%)	特別交付税 (文化財の保存等に要する経費)  普通交付税 (地域の伝統文化の振興に要する経費等)	一般補助施設整備等事業債【H30拡充】 (充当率90%、交付税措置率30%)	特別交付税【H30新規】
<b>地方単独事業</b>	地域活性化事業債 (充当率90%、交付税措置率30%)		地域活性化事業債 (充当率90%、交付税措置率30%)	

## 地方財政措置の拡充（平成30年4月から適用）

### ○保存活用計画に基づく活用事業（ソフト事業）への特別交付税措置

#### 【対象】

- 自治体が自ら実施する事業や所有者等への支援事業に対して新たに特別交付税措置（要した額の50%）
- 従来、建造物・記念物等で作成を推奨してきた保存活用計画に基づく取組も対象
- 対象となるソフト事業の例
  - **文化財等の公開**（公開の際の安全確保や公開環境整備等を含む）
  - **情報発信**（HP・映像・SNS・パンフレット・レプリカ・模写模造・VR・AR・デジタルアーカイブ・解説板等の作成管理、周遊ルートの設定及び周辺文化財との一体的な発信、展示解説等のユニバーサルデザイン化等を含む）
  - **多言語化**（翻訳、ネイティブチェック、ネイティブライターによるコンテンツ作成等を含む）
  - **普及啓発**（発表会、展覧会、体験教室、ワークショップ、シンポジウムの実施等）
  - **外部人材の活用**（保存活用計画の推進や魅力発信等を行う専門人材等を含む）
  - **人材育成**（ボランティア、ガイド、学芸員、ヘリテージマネージャー等の研修・育成等を含む）

#### 【手続】

- 文化庁が毎年実施する「地方における文化行政の状況について」調査により支出した額を把握（平成30年度は6月に調査票発出、8月8日文化庁提出締切り。今後も毎年調査を実施予定）

### ○保存・活用に係る国庫補助事業（ハード事業）の地方負担への地方債の適用

#### 【対象】

- 地方公共団体が国指定等文化財の整備等のハード事業を国庫補助を受けて行う場合（※）、地方公共団体の負担分（補助裏）について、元利償還金に対する交付税措置率が従来より高い地方債の活用が可能に
- （※）文化財の保管施設・ガイダンス施設・トイレ等の便益施設の整備等、史跡・建造物の購入など地方債の起債が可能なハード事業

	現行	→	新たな措置
都道府県	公共事業等債 (充当率90%、措置率22.2%)		一般補助施設整備等事業債 (充当率90%、措置率 <b>30%</b> )
市町村	一般補助施設整備等事業債 (充当率75%、措置率0%)		一般補助施設整備等事業債 (充当率 <b>90%</b> 、措置率 <b>30%</b> )



（復元整備）



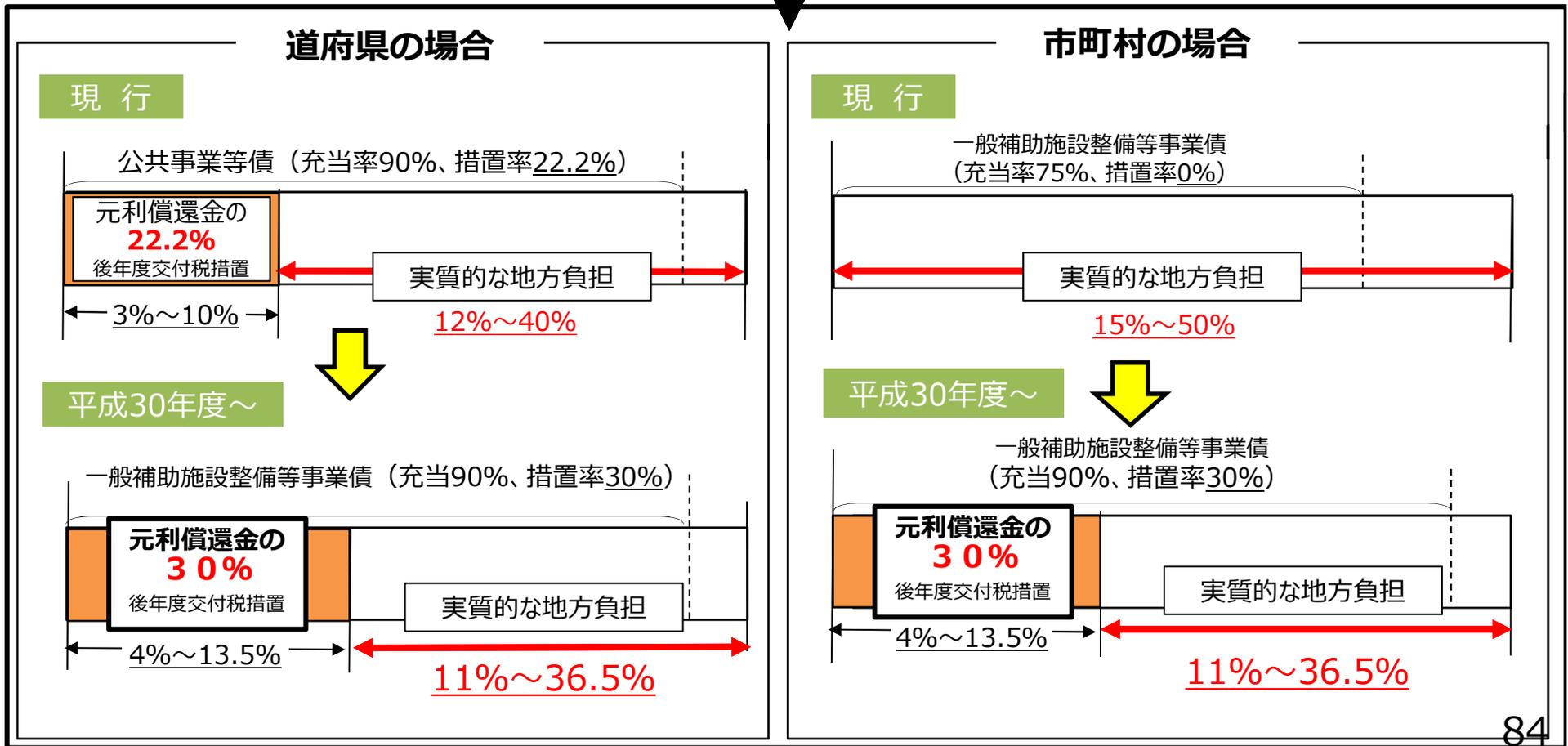
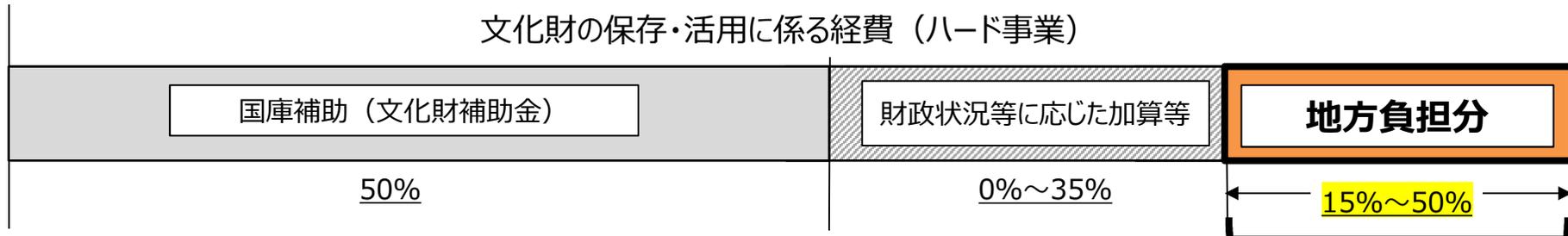
（ガイダンス施設・トイレ等の便益施設整備）



#### 【手続】

- 各自治体における地方債の起債手続とともに文化財補助金申請書に地方債の充当予定額を記入

# 文化財の保存・活用に係る国庫補助事業（ハード事業）への地方財政措置の拡充



# (参考) 文化財に関する既存の地方財政措置

※赤字は新たに措置された内容

## < 普通交付税措置 >

### ○標準団体の行政経費積算内容

(単位：千円)

都道府県 (細目：社会教育費 細節：社会教育・文化財保護費)			
区分	積算内容		
給与報酬	職員数38人		242,520
報酬	文化財保護審議会委員18人		930
報償費	講師謝金		17,145
需用費等	文化財関係補助金等文化財の維持管理経費		16,685
	旅費、備品購入費等		40,012

市町村 (細目：社会教育費 細節：社会教育費)			
区分	積算内容		
給与報酬	職員数13人		83,750
報酬	文化財保護審議会		47
需用費等	文化財関係		1,397
	文化財保護補助金等		1,550

## < 特別交付税措置 >

### ○国指定等文化財・地方指定文化財の件数に応じた措置 (域内の指定等件数×下表の単価)

区分		都道府県	市町村
国指定等	重要文化財 (建造物)	270,000円	560,000円
	重要文化財 (美工品)	10,000円	20,000円
	重伝建地区	1,400,000円	8,580,000円
	重要無形文化財 (選定保存技術含む)	350,000円	330,000円
	重有民・重無民	80,000円	660,000円
	史跡名勝天然記念物	280,000円	1,020,000円
	登録文化財 (建造物)	-	20,000円
	重要文化的景観	-	1,020,000円
地方指定	建造物	240,000円	130,000円
	美術工芸品	10,000円	10,000円
	無形文化財 (選定保存技術含む)、民俗文化財、記念物	30,000円	30,000円
	伝統的建造物群保存地区	-	210,000円
	登録文化財 (建造物)	-	60,000円
	登録文化財 (美術工芸品)、登録記念物、登録有形民俗文化財	-	10,000円
国指定等の合計	国指定、国登録、国選定文化財の合計件数	30,000円	110,000円

○埋蔵文化財の発掘調査に係る経費への措置 (発掘調査に要した額×所定の率)

○災害復旧に要する経費への措置 (災害復旧に要した額の80%)

○重伝建地区内の固定資産税の減免への措置 (減免額の37.5%) ※市町村のみ

○保存活用計画に基づく活用事業 (ソフト事業) への措置 (要した額の50%) 【新設】

○保存・活用に係る国庫補助事業 (ハード事業) の地方負担費への地方債の適用 【新設】

※文化庁HPにも掲載

各都道府県・指定都市  
文化行政主管課御中

事務連絡  
平成30年4月12日

文化庁長官官房政策課

文化財の活用事業に係る特別交付税措置について（情報提供）

標記について、平成30年1月31日付「文化財の保存と活用の一層の取組の推進及び公立文化施設の適正管理の推進の取組等について（通知）」（29房政策第342号）において、「地方公共団体において、個別の文化財の保存活用計画に基づき実施する活用事業（解説の多言語化、企画・展示、広報等のソフト事業）の地方負担について、新たに特別交付税措置が講じられる」とお伝えしたところです。この取扱いについては別添資料の通りですので、御連絡します。  
上記通知と同様、各都道府県におかれては、本件について、域内市（区）町村に対しても周知下さるようお願いいたします。

担当：文化庁長官官房政策課 東京都千代田区霞が関3-2-2  
03(5253)4111  
・地方財政措置全般に関すること  
長官官房 政策課企画係（内線 2809）  
・文化財保護に関すること  
文化財部 伝統文化課企画係（内線 3159）  
・美術館・博物館に関すること  
文化財部 美術学芸課企画係（内線 3154）

別添「地方公共団体において、個別の文化財の保存活用計画に基づき実施する活用事業の地方負担」について

文化財の活用事業に関し、新設される特別交付税措置は、平成30年1月31日付「文化財の保存と活用の一層の取組の推進及び公立文化施設の適正管理の推進の取組等について（通知）」（29房政策第342号）で連絡したとおり、「地方公共団体において、個別の文化財の保存活用計画に基づき実施する活用事業の地方負担」が対象とされます。以下では、このうち、

- (1) 「個別の文化財の保存活用計画」
- (2) 「活用事業の地方負担」

の詳細について補足し、あわせて、

- (3) 特別交付税の配分額の考え方と今後のスケジュール、
- に関し、現時点の見通しを説明します。

## (1) 「個別の文化財の保存活用計画」について

### ①国指定等文化財について

平成30年3月6日に閣議決定され、今国会に提出された「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」（以下、「改正法案」という）において、重要文化財（建造物及び美術工芸品）、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、登録有形文化財（建造物及び美術工芸品）、登録有形民俗文化財、登録記念物（以下「国指定等文化財」という。）に係る保存活用計画の作成と国の認定制度の創設が盛り込まれており、施行期日は平成31年4月1日とされています。今回の特別交付税措置は、こうした文化財保護法改正の動向等も踏まえて措置されたものです。（保存活用計画の作成及び国の認定制度の趣旨等の詳細は、昨年12月8日付の文化審議会答申「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」を参照）。

ただし、今回の地方財政措置は、改正法案の施行を待たず、平成30年度当初から適用されるものであり、各地方公共団体におかれては、初年度からの積極的な活用を検討いただくようお願いします。平成30年度からの措置としては、重要文化財建造物や史跡名勝天然記念物等において現在も予算事業と関連して運用において作成を推奨している「保存活用計画」や、重要伝統的建造物群保存地区及び重要文化的景観における「保存計画」に位置づけられている活用事業、また「保存活用計画」という名称ではないがこれと同様の要素を含む計画等に基づく事業を特別交付税措置の対象とするものです。

なお、「個別の文化財の保存活用計画に基づき実施する」事業を措置の対象としています（域内の文化財所有者や保存会等に対する支援事業等を含む）ので、文化財の保存・活用に向けた取組の強化に取り組んでいただくようお願いします。

以下は、建造物、史跡名勝天然記念物・重要文化的景観、美術工芸品、無形文化財、民俗文化財に関する「保存活用計画」の構成例であり、これら以外の文化財の類型を含め、以下のような構成を備えた計画が特別交付税措置の対象になり得ます。

### (文化財の「保存活用計画」の構成例)

#### ○建造物

- ・概要(文化財の名称・概要、経緯、保護の現状と課題 等)
- ・保存管理(現状、方針、管理計画、修理計画 等)
- ・環境保全(現状と課題、基本方針、区域区分と保全方針、等)
- ・防災(防火・防犯対策、耐震対策、耐風対策、その他の災害対策)
- ・活用(公開その他の活用の基本方針、公開計画、活用基本計画、実施の課題 等)
- ・諸手続 など

(出典:平成11年文化庁文化財保護部長通知「重要文化財(建造物)保存活用計画の策定について」)

#### ○史跡名勝天然記念物・重要文化的景観

- ・概要(文化財の名称・概要、経緯、現状と課題 等)
- ・保存管理(方向性と具体的な手法)
- ・活用(方向性と具体的な手法(学校教育における活用、社会教育における活用、地域の観光・地域おこし等))
- ・運営・体制の整備 など

(出典:平成27年文化庁文化財部記念物課「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」)

#### ○美術工芸品

- ・概要(文化財の名称・概要、品質・形状)
- ・所在場所・保存施設(保管施設、防災・防犯設備)
- ・修理(修理履歴、保存状態、修理計画)
- ・活用(移動・公開履歴、活用計画※)

※美術工芸品に関する活用として、①歴史的・学術的・芸術的な価値を公開し活用される手段、②教育普及活動、③地域振興・観光振興、④その他二次的な活用を意識した方策や対応の例が考えられる。

- ・定期的な公開(通常の所在地／博物館等)
- ・一般的な情報提供(リーフレット等刊行を含む)
- ・Web上での公開(歴史的・学術的・芸術的価値、目録、可能な範囲での修理中の状況、修理後など)
- ・デジタルアーカイブ化による公開
- ・目録の作成・公開 等
- ・諸手続など

(出典:平成29年「これからの国宝・重要文化財(美術工芸品)等の保存と活用の在り方等に関するWG報告」)

※現在までに文化審議会において検討のあった内容であり、詳細は今後変更の可能性がある。

## (文化財の「保存活用計画」の構成例)(続き)

### ○無形文化財(芸能)

- ・概要(文化財の名称、指定年月日、芸能内容、保持者、保持者の団体等)
- ・活動実績
- ・斯界の現状(実演家、公演、伝承者等)
- ・活用(継承)計画※
  - ※伝承者養成、研修発表会、資料の収集整理、原材料・用具の確保、普及教育活動、その他

### ○無形文化財(工芸技術)

- ・概要(文化財の名称、指定年月日、技術内容、保持者、保持団体等)
- ・活動実績
- ・伝承状況等
- ・活用(継承)計画※
  - ※保存継承計画(伝承者養成、研修成果発表、資料の収集整理、原材料・用具の確保、普及教育活動、その他)

### ○有形民俗文化財

- ・概要(文化財の名称・概要、調査履歴、経緯、現状と課題等)
- ・所在場所・保存施設(保管施設、防災・防犯設備)
- ・修理(修理履歴、保存状態、修理計画)
- ・活用(移動・公開履歴、活用計画※)
  - ※修理・修復、保存環境の整備・維持、展示・公開・貸出、代替化(複製品の作成)、防災・防犯、教育活用、普及・啓発・発信(伝承教室、講座の開催等)、移管・所有者変更、地域活性化等に供する利活用、その他
- ・諸手続 など

### ○無形民俗文化財

- ・概要(文化財の名称・概要、調査履歴、経緯、現状と課題等)
  - ・伝承状況(保護団体状況、伝承状況)
  - ・用具修理(修理履歴、保管状態、修理計画)
  - ・活用(現地公開以外の公開履歴、活用計画※)
    - ※人材確保・養成、用具等の修理・新調・代替化、舞台等施設の維持・修理、防災・防犯・警備、現地公開、現地公開以外の公開機会の確保、普及・啓発・発信、地域支援・法人化整備等の仕組みづくり、教育活用再調査・再記録、地域活性化等に供する利活用、その他
- (出典:「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」(平成29年12月8日文化審議会))

※現在までに文化審議会において検討のあった内容であり、詳細は今後変更の可能性がある。

## ②地方指定文化財について

改正法案においては国指定等文化財の「保存活用計画」を規定していますが、地方公共団体が指定する文化財についても、地域における文化財を核とした取組に重要な役割を果たすことが期待されます。このため、地方指定文化財に関して上記①に掲げる構成例と同様の要素を含む「保存活用計画」を作成するものについては、今回の特別交付税措置の対象になり得ます。

なお、地方指定文化財の「保存活用計画」に基づく活用事業について、今回の特別交付税措置の対象となるためには、各地方公共団体の「地方文化財保護審議会」において、当該計画が、当該文化財の保存活用に関して適切な内容であることが確認される必要がありますので御留意ください。

## (2) 「活用事業の地方負担」について

文化財に関する活用事業としては、以下の①公開活用、②美装化、が想定され、これらの地方単独事業又は国庫補助事業の地方負担分に係る経費（ソフト経費）の一部が特別交付税措置の対象となります。

### ①公開活用

- 文化財等の公開（公開の際の安全確保や公開環境整備等を含む）
- 展示・便益・その他活用施設・設備等の整備管理
- 情報発信（ホームページ・映像・SNS・パンフレット・レプリカ・模写模造・VR・AR・デジタルアーカイブ・解説板等の作成管理、周遊ルートの設定及び周辺文化財との一体的な発信、展示解説等のユニバーサルデザイン化等を含む）
- 多言語化（翻訳、ネイティブチェック、ネイティブライターによるコンテンツ作成等を含む）
- 普及啓発（発表会、展覧会、体験教室、ワークショップ、シンポジウムの実施等を含む）
- 外部人材の活用（保存活用計画の推進や魅力発信、文化財の巡視等を行う専門人材に係る報償費や委託費等を含む）
- 人材育成（ボランティア、ガイド、学芸員、ヘリテージマネージャー等の研修・育成等を含む）  
等に関する取組。

### ②美装化（建造物、美術工芸品を想定）

文化財の外観、内装等を美しく保ち、魅力を向上させる取組。

なお、文化財の保存修理に係る経費は、引き続き、従前の特別交付税措置の対象となります。

また、都道府県立博物館について、博物館法に基づく公立博物館として設置されているものの経費については、従前の普通交付税措置の対象とされております。今回の特別交付税措置の対象となるのは、「保存活用計画」に基づき地方公共団体が実施する活用事業となります。また、市町村立博物館については、従前の「博物館があるため、特別の財政需要があること」に係る特別交付税措置の対象となりますので、ご注意ください。

## (3) 特別交付税の配分額の考え方と今後のスケジュールについて

今回の特別交付税措置に関しては、従来から文化庁において実施している「地方における文化行政の状況調査」を一部改訂し、平成30年度の上記「地方公共団体において、個別の文化財の「保存活用計画」に基づき実施する活用事業の地方負担」に該当する予算額を調査することを予定しています。同調査において計上される額が、総務省における特別交付税の算定額に用いられることとなりますので、御留意ください。

なお、平成30年度の「地方における文化行政の状況調査」は、平成30年5～6月頃を目途に実施する予定です。

また、文化財の保存・活用に係るハード事業については、平成30年1月31日付文化庁長官官房政策課長通知「文化財の保存と活用の一層の取組の推進及び公立文化施設の適正管理の推進の取組等について」において通知したとおり、平成30年度から文化財の保存・活用に係る国庫補助事業の地方負担について、一般補助施設整備等事業債の対象とされ、元利償還金に対する地方交付税措置が拡充（充当率90%、交付税措置率30%）することとなるため積極的に御活用ください。

各自治体におかれては、これらの措置を活用し、文化財担当部局だけでなく、文化・観光・産業・教育・企画調整等の部局と幅広く連携して、文化財の一層の保存活用方策の充実を御検討いただくようお願いいたします。

参考：文化庁の移転・組織再編について

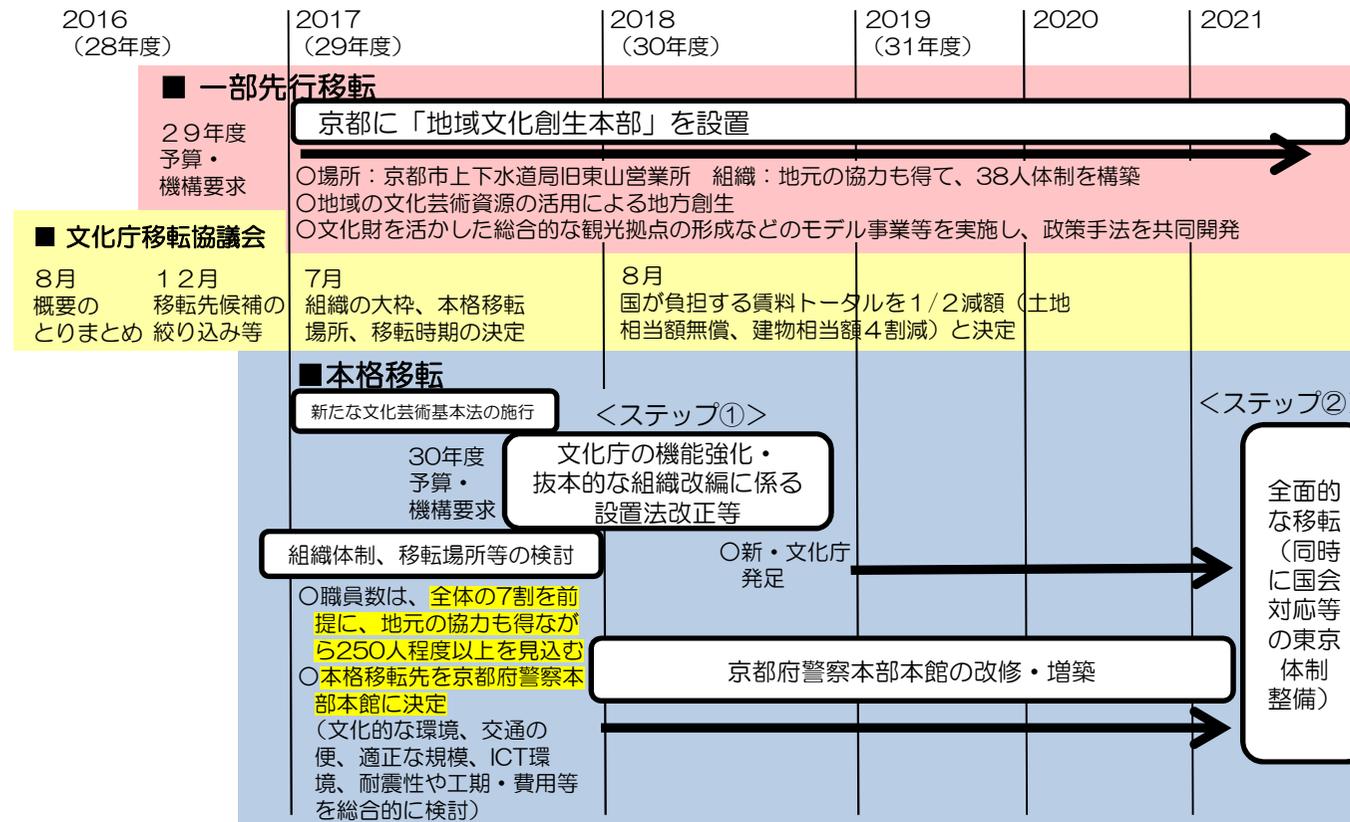


# 文化庁移転の進め方

## 【基本方針】

今般の取組は、京都以外の**全国各道府県をはじめ、国民の理解を得ながら文化庁の機能の強化を図りつつ、組織の抜本的改編を行うもの**であるため、計画的・段階的に進める必要。このため、  
 (1) 京都の官民の協力を得た文化庁の京都移転の具体的メリットを示すことにより、国民の理解を得るための先行的取組・本格移転の準備を行うため、**29年度から「一部先行移転の実施」(地域文化創生本部)**  
 (2) (1)と並行して、文化芸術基本法を受け、文化庁の機能強化・抜本的な組織改編を図るため、**平成30年第196回国会(常会)において、文部科学省設置法を改正(6月8日成立)**  
 業務に一時の停滞もきたさないように配慮しつつ、円滑に移転を実施。

## 【工程表(案)】



※文化関係独立行政法人について、広報発信・相談機能を置くことを検討

<移転により目指す新・文化庁の姿>

**新・文化庁**  
 ~「縦割」を超えた開放的・機動的な文化政策集団~

### ◆機能強化と組織改革の方向性

- ・時代区分を超えた組織編成、分野別の縦割型から目的に対応した組織編成とし、政策課題への柔軟かつ機動的な取組みへ対応、文化財をはじめ文化芸術資源の活用を促進
- ・関係府省庁、地方公共団体、民間、大学、文化芸術団体などに広く開かれた総参画体制により、新たな領域への積極的な対応を強化

### ◆本格移転における組織体制の大枠

- ・文化庁・本庁を京都に置く。
- ・本庁に文化庁長官及び次長を置く。
- ・本庁においては、国会対応、外交関係、関係府省庁との連携調整等に係る政策の企画立案業務及び東京で行うことが必要な団体対応等の執行業務を除くすべての業務を行う。

# 新・文化庁の組織体制について

京都への移転を見据え、部制廃止、本省からの業務移管、他省庁からの職員配置等による組織再編を行い、文化行政の一層の推進（新・文化庁）に向けた機能強化を図る。

現行

定員231人

長官・次長・審議官・文化部長・文化財部長・文化財鑑査官

平成30年10月以降 定員253人

長官・次長・次長・審議官・審議官・文化財鑑査官

## 長官官房

地域文化創生本部 (H29.4より京都に設置)

政策課  
著作権課  
国際課

## 文化部

芸術文化課  
国語課  
宗務課

## 文化財部

伝統文化課  
美術学芸課  
記念物課  
参事官 (建造物担当)

部制廃止による機動的対応

省内業務(博物館・芸術教育)の移管

分野別タテ割りから機能重視へ

官(他府省)・民・学・芸で文化政策を総合推進

地域文化創生本部の充実

## 地域文化創生本部

### 政策課

### 企画調整課

### 参事官(芸術文化担当)

### 文化経済・国際課

### 文化資源活用課

### 参事官(文化創造担当)

### 文化財第一課

### 文化財第二課

### 著作権課

### 国語課

### 宗務課

※下線の組織については本格移転時(遅くとも平成33年度)に京都

# 新・文化庁各課の主な所掌事務

## 京都

### 政策課

- 文化庁全般の人事、機構定員、予算、顕彰制度
- 文化庁全体の総合調整、日本文化の発信、文化政策調査研究

### 文化資源活用課

- 不動産である文化資源の活用に関する事
- 世界文化遺産・無形文化遺産に関する事、日本遺産に関する事

### 参事官(文化創造)

- 無形・動産である文化資源の活用に関する事
- 生活文化振興、文化創造支援、文化による地方創生・共生社会推進

### 文化財第一課

- 建造物以外の有形文化財の保存に関する事
- 無形文化財、民俗文化財、文化財保存技術の保存に関する事

### 文化財第二課

- 建造物である有形文化財の保存に関する事
- 記念物、文化的景観、伝統的建造物群保存地区の保存に関する事

### 宗務課

- 宗教法人に関する認証等に関する事
- 宗教に関する専門的、技術的な指導及び助言を行う事

## 東京

### 企画調整課

- 国会对応総括、文化芸術推進基本計画
- 博物館、劇場・音楽堂など文化施設、アイヌ文化、文化独法

### 文化経済・国際課

- 文化経済戦略・文化芸術推進会議など各省庁との連携調整
- 国際文化交流、国際協力

### 参事官(芸術文化)

- 実演芸術、映画・メディア芸術など東京団体窓口
- 学校における芸術に関する教育の基準の設定など人材育成

### 著作権課

- 著作者の権利・出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する事
- 著作権等に関する条約に関する事務を処理する事

### 国語課

- 国語の改善及びその普及に関する事
- 外国人に対する日本語教育に関する事